

仙台市 一般廃棄物処理 基本計画

令和3年度
(2021年度)



令和12年度
(2030年度)

[令和8年3月改定版]



◆ “杜の都の資源” ◆ を次の世代へ

持続可能な資源循環都市をめざして

令和8年3月
仙 台 市

※本文中、「○○○○○*」とある用語の解説は、附属資料「用語説明」に記載しています。

仙台市一般廃棄物処理基本計画

[令和8年3月改定版]

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

目次

第1章 基本事項	1	1
1. 計画の位置づけ	1	
2. 計画期間	3	
3. 改定の趣旨	3	
4. 計画推進の主体	5	
5. 計画の進行管理と施策の推進	6	
第2章 計画の中間評価と今後の課題	7	2
1. 計画の中間評価	7	
2. 将来ごみ量の見通し	14	
3. 廃棄物処理に関する動向と今後の課題	17	
第3章 基本目標・施策の体系	21	3
1. 基本的な考え方と方向性	21	
2. 基本目標	22	
3. 基本方針と施策の体系	24	
第4章 生活排水処理に関する事項	45	4
1. 処理の方向性	45	
2. し尿・浄化槽汚泥処理量の実績・見通し	45	
3. 実施・検討すべき施策	45	
附属資料	47	附属資料
○ ごみ・し尿等処理体制	47	
○ ごみ・し尿等処理関連施設一覧	52	
○ ごみ・し尿等の処理の流れ	55	
○ ごみ処理等の実績	57	
○ 仙台市廃棄物対策審議会	61	
○ 改定中間案に関する意見募集	63	
○ 用語説明	67	

第1章 基本事項

1. 計画の位置づけ

(1) 本市における計画の体系

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物*の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

また、仙台市基本計画及び杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)を上位計画とし、杜の都環境プランの個別計画として策定します。

なお、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画*」を、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取り組みとして本計画に内包することとします。

このほか、市町村が策定することとされている非常災害発生時に備えた計画¹として、本計画への施策の記載のほかに、別途「仙台市災害廃棄物処理計画」を定めています。

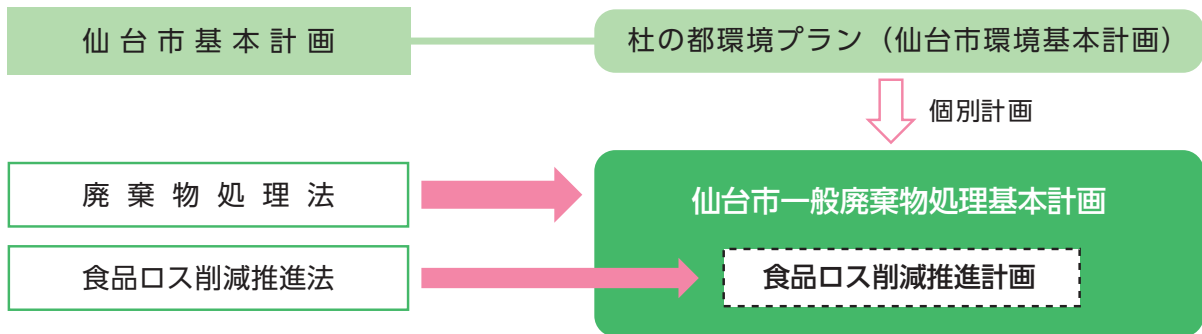


図1 本市における計画の体系

1 「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和7年(2025年)2月18日環境省告示)において、市町村は非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものと規定。

(2) 循環型社会形成のための法体系

ごみや資源物の処理に関しては、廃棄物処理法のほか、様々な法律が整備されており、環境基本法に基づく環境基本計画、循環型社会*形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画などが順次策定されるとともに、個別リサイクル法が施行されています。

このほか、食品廃棄物等の利活用や食品ロスの削減に向け、令和元年度(2019年度)には、食品ロス削減推進法が施行されたほか、プラスチックの製品設計から使用済み製品の処理に至るまで、あらゆる主体における資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)が令和4年(2022年)に新たに施行されています。

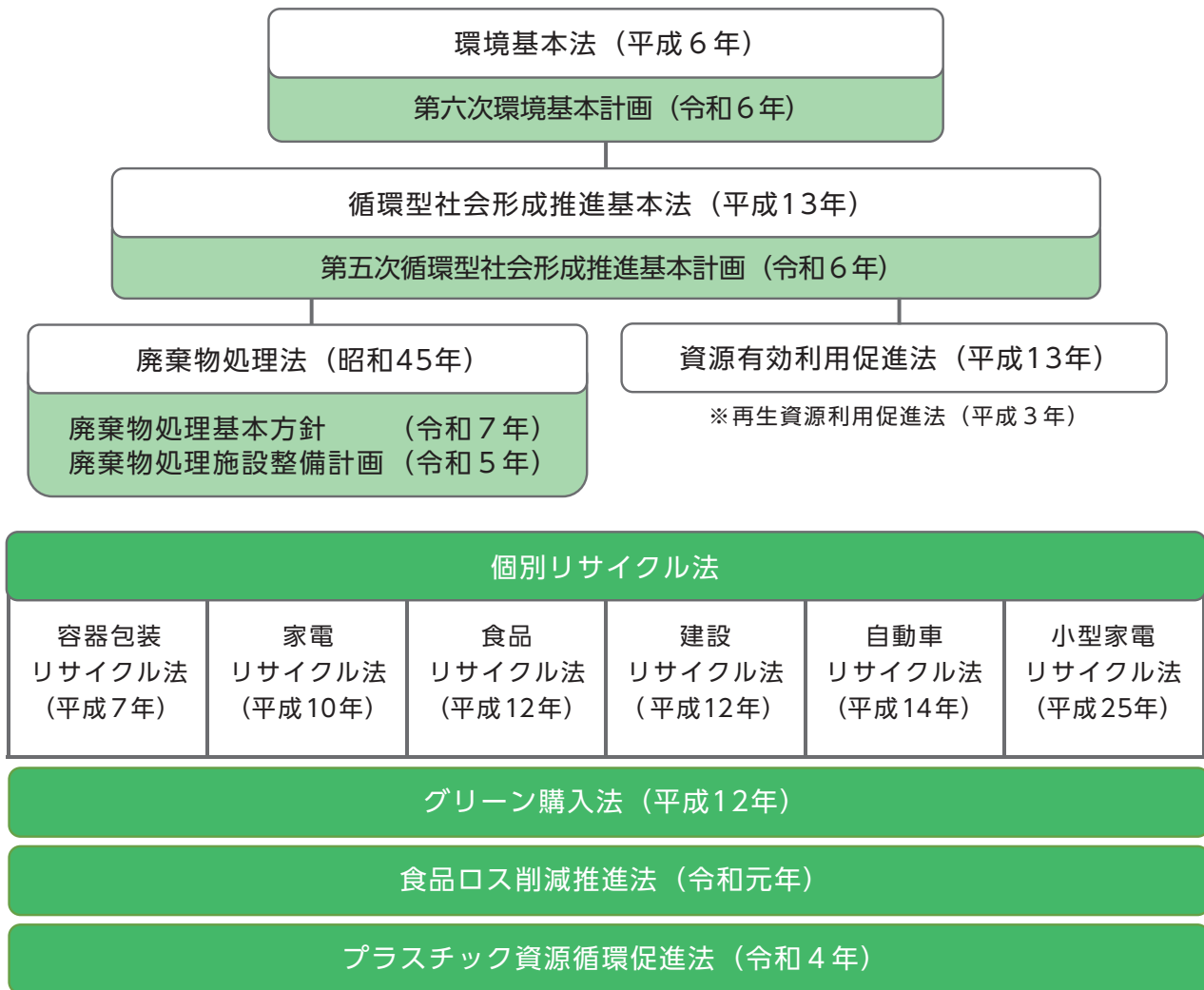


図2 循環型社会形成のための法体系

2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。計画期間の5年目となる令和7年度(2025年度)に中間評価を行い、その結果等を踏まえて計画の見直しを行いました。

引き続き、社会状況の変化等を注視しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。



令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和7年度 2025	令和12年度 2030
				
諮問・審議・意見募集・答申		1年	5年	10年
目標基準年度	改定年度	計画初年度	中間目標年度	最終目標年度

図3 計画期間と目標年度

3. 改定の趣旨

(1) 仙台市一般廃棄物処理基本計画に基づくこれまでの取り組み

仙台市一般廃棄物*処理基本計画は、市内において各家庭から排出される「生活ごみ*」や、事業活動に伴い排出される産業廃棄物*以外の「事業ごみ*」及び「生活排水*」の処理の基本的な考え方や方向性を定めるもので、計画期間の10年間におけるごみ減量・リサイクルの推進に関する取り組みやごみ処理体制の指針となるものです。

本市ではこの計画のもと、これまでウェブサイトをアプリ・SNS等の活用によるごみの減量・リサイクルに関する各種広報や、令和5年度(2023年度)に全市展開した製品プラスチック一括回収によるリサイクルの推進、障害の有無や使用言語、年齢などにかかわらず、多くの方が使いやすい・わかりやすいユニバーサルデザイン*を取り入れた家庭ごみ*等指定袋の全面リニューアルなど、様々な施策を実施してきました。

また、具体的な取り組みを進めるにあたって、市民団体・事業者及び市により構成する「アメニティ・せんだい推進協議会」での活動のほか、地域におけるごみの減量・リサイクル活動のリーダー的役割を担うクリーン仙台推進員*との連携など、市民・事業者と市が密接に協働しながらごみ減量・リサイクルを進めてきたことは、本市の特色であり強みであるということが出来ます。

このような各種取り組みが効果的に機能したことで、ごみ排出量は順調に減少するとともに、プラスチック等の資源循環も着実に進捗することができました。

(2) 社会状況の変化と持続可能な社会に向けた動向

少子高齢化や今後の人口減少社会の到来、これらに伴う経済規模の縮小やグローバル化の進展、環境配慮行動の広がりなど、本市でも社会を取り巻く状況は大きな変化に直面しつつあります。

計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、食料品をはじめとする物価高騰など日常生活や経済活動に大きな影響を与える出来事が発生しました。

こうした状況下においても、安定的にごみ処理を行い、市民生活や事業活動を支えることが必要であることから、災害に強い処理体制の構築を進めるとともに、ごみ処理の継続実施に向け作業員の安全確保対策を進めるなど、事前の備えの重要性が増しています。

また、令和4年(2022年)4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、国が令和6年(2024年)8月に策定した「第五次循環型社会*形成推進基本計画」では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)*」への移行が国家戦略として位置づけられたほか、令和7年(2025年)3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次)」が策定されるなど、プラスチックの有効活用や食品ロスの削減に向けた取り組みが加速しています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、市民や事業者との協働のもと、資源を大切に使う行動の定着や、3R*の推進など、資源の循環的な利活用の取り組みを一層推進するとともに、プラスチックの有効活用や食品ロスの削減をはじめとした喫緊の課題に適切に対応していく必要があります。

(3) 資源循環都市を目指して

このような状況の変化や動向を踏まえたうえで、本市が廃棄物の適正処理に努めながら、様々な課題や不測の事態にも柔軟かつ適切に対応できるよう、「仙台市一般廃棄物*処理基本計画」を改定し、3Rの推進など、資源の循環的な利活用の取り組みをより一層進めていきます。

本計画の改定にあたっては、計画期間における基本目標の進捗状況やこれまで実施・検討してきた施策の中間評価を行いました。そのうえで、本市の強みである市民や事業者との協働による取り組みを進めることとし、計画後期の5年、さらにその先を見据え、“杜の都仙台”の豊かで美しい環境を次の世代へ引き継ぐため、資源が循環する持続可能なまちづくりに向け、効果的で実効性のある計画となるよう見直しを行います。

4. 計画推進の主体

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の協働により進めることとし、以下のとおりそれぞれの主体が責務と役割を担い連携して取り組みます。

◎市民の役割

■ 排出者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源物の分別徹底など、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組みます。 ○ 一人ひとりが市の排出ルールを遵守し、ごみ集積所の清潔保持に努めます。 ○ 公共下水道*等への接続や合併処理浄化槽*の利用等、効率的な生活排水*処理に努めます。
■ 地域コミュニティの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団資源回収*や地域清掃、地域ごみ出し支援活動など、地域に根ざした取り組みに協力します。

◎事業者の役割

■ 排出事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの排出から最終処分*に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努めます。 ○ 資源物や産業廃棄物*の分別徹底に努めた事業ごみ*の適正排出を推進します。 ○ 公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の利用等、効率的な生活排水処理に努めます。
■ 生産者責任等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量・リサイクルを推進します。

◎市の役割

■ 排出者としての責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「仙台市環境行動計画」の実践により、市民や事業者の模範となるべく、市職員一人ひとりが率先してごみ減量・リサイクルの推進に努めます。
■ 計画・施策の実行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代、国籍、障害の有無などにかかわらず市民・事業者の誰もがごみ減量・リサイクルの推進に取り組みやすい仕組みを構築します。 ○ ごみの排出ルールや新たな資源化の取り組みの普及啓発に努めます。 ○ 社会状況等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応します。
■ 安定的な処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行います。 ○ 大規模災害の影響を考慮した施設のあり方や広域的な処理等の方向性について検討を進めます。 ○ 効率的で効果的な生活排水処理を推進します。 ○ 感染症の蔓延時においても委託業者や許可業者と連携し、ごみ処理の継続を図ります。

5. 計画の進行管理と施策の推進

本計画の基本目標の達成状況や重点的な取り組みの実施状況等について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

進行管理にあたっては、仙台市廃棄物対策審議会への報告と審議を行い、市ホームページや「市政だより」等で公表します。これにより、基本目標の達成状況などの共有化を図り、必要な対応策については、毎年度策定する「仙台市一般廃棄物*処理実施計画」の施策に反映し、推進します。

また、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

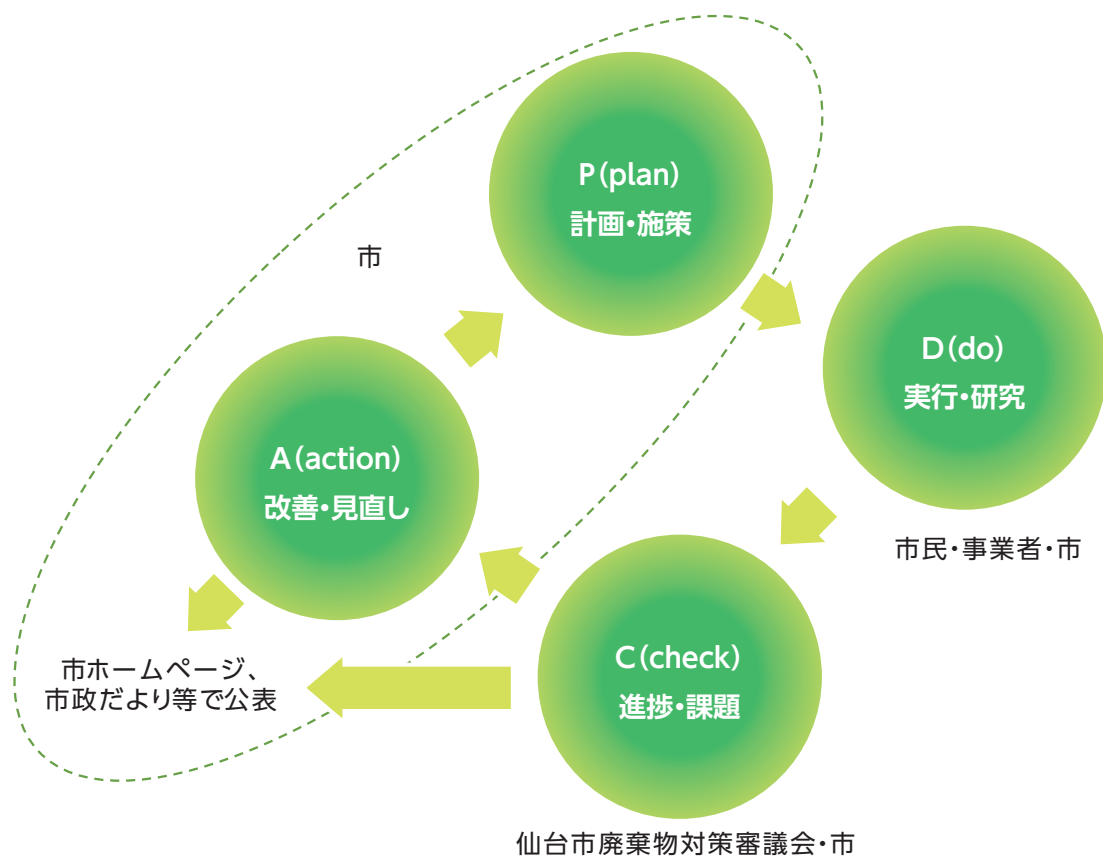


図4 計画の進行管理と施策の推進

第2章 計画の中間評価と今後の課題

1. 計画の中間評価

(1) 中間評価の概要

本計画の中間見直しにあたり、計画に掲げる4つの基本目標及び基本方針に基づく施策・取り組みについて、計画期間における進捗等を確認し、関連する指標や課題の評価・分析等を行いました。

(2) 目標の進捗状況

1) 基本目標の進捗状況

ごみ総量及び1人1日当たりの家庭ごみ*排出量については、令和3年度(2021年度)以降、着実に減少しており、いずれも中間目標を達成する見込みで進捗しています。

また、最終処分*量についても、令和6年度(2024年度)の実績値が42,444トンとなり、すでに最終目標の46,000トンを達成する見込みで着実に進捗しています。一方、家庭ごみに占める資源物の割合については、令和3年度(2021年度)以降、40%台で推移していることから、目標値との差が大きい状況です。

表1 基本目標の進捗状況

基本目標	令和元年度 2019年度 基準値	令和6年度 2024年度 実績	令和7年度 2025年度 中間目標	令和12年度 2030年度 最終目標	評価 ※1
ごみ総量〔トン〕	373,373	335,867	350,000	330,000	○
最終処分量〔トン〕	51,662	42,444	49,000	46,000	○
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 〔グラム/人・日〕	463	417	430	400	○
家庭ごみに占める資源物の割合 〔%〕※2	(45.7) 42.5	45.5 (43.0)	35.0	30.0	△
【参考】本市人口〔人〕 (10月1日現在)	1,090,263	1,096,168	1,098,000 予測値	1,097,000 予測値	

※1 評価基準：○達成に向け進捗している △一部遅れている ×遅れている

※2 製品プラスチックを令和5年度(2023年度)より資源として回収しているため、令和元年度(2019年度)の製品プラスチックを含む数値(上段)並びに令和6年度(2024年度)の製品プラスチックを含まない数値(下段)は参考値。

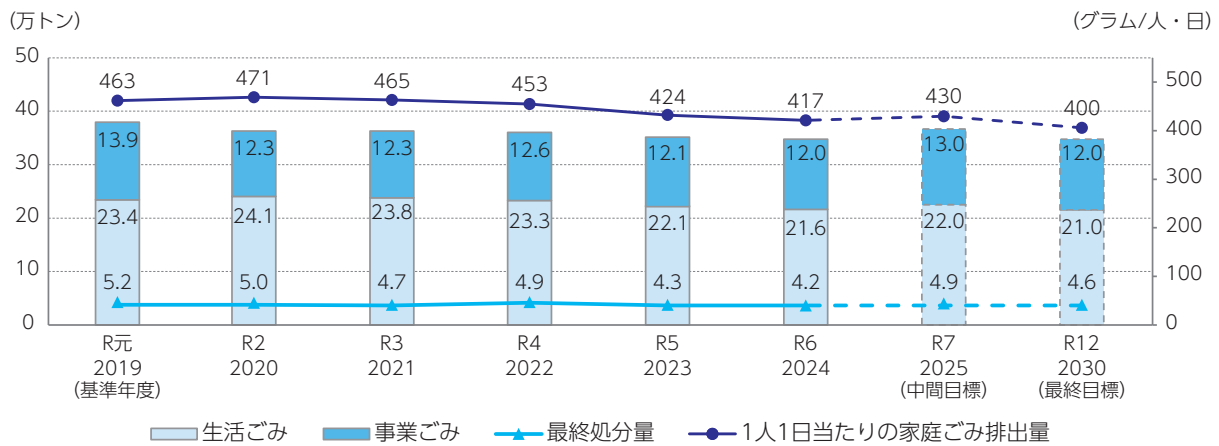


図5 生活ごみ排出量等の推移

① ごみ総量の推移について

ごみ総量は、令和3年度(2021年度)以降、減少傾向が続いています。

生活ごみ*のうち、資源物等を除いた家庭ごみ*排出量については、物価高騰に伴う消費活動の変化などの影響も一定程度あると考えられますが、発生抑制を中心とした3R*の推進に向けた施策が効果的に機能した結果、令和6年度(2024年度)実績が166,754トンとなり、基準値である令和元年度(2019年度)から1万8千トン以上減少しています。

また、事業ごみ*については、一時期増加したものの、令和4年度(2022年度)以降は減少傾向となっています。

表2 ごみ総量の内訳

(単位：トン)

	令和元年度 2019年度 基準値	令和6年度 2024年度 実績	令和7年度 2025年度 中間目標	令和12年度 2030年度 最終目標
ごみ総量	373,373	335,867	350,000	330,000
生活ごみ	234,235	216,337	220,000	210,000
家庭ごみ	184,794	166,754	172,300	158,000
その他生活ごみ	49,441	49,583	47,700	52,000
事業ごみ	139,138	119,530	130,000	120,000

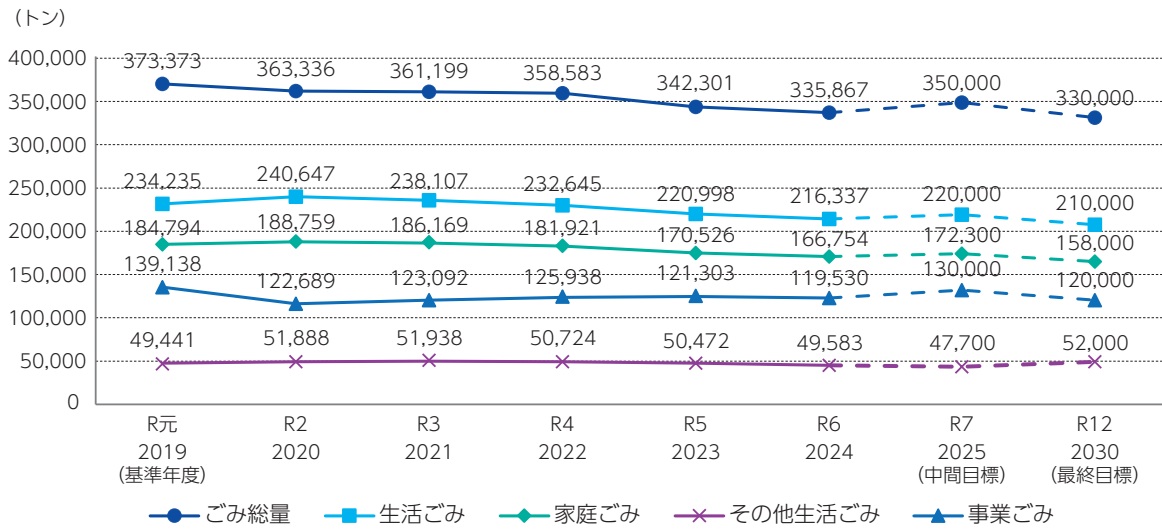


図6 ごみ総量等の推移

② 最終処分量の推移について

焼却処理を行うごみの量が減少傾向にあることに伴い、焼却施設から生じる焼却灰の量も減少しています。

また、直接埋立処理を行う不燃ごみ等の量も減少傾向にあることから、総じて最終処分*量は着実に減少しており、令和6年度(2024年度)実績が42,444トンで、すでに最終目標を達成する見込みで進捗しています。

表3 最終処分量の進捗状況(再掲)

(単位: トン)

	令和元年度 2019年度 基準値	令和6年度 2024年度 実績	令和7年度 2025年度 中間目標	令和12年度 2030年度 最終目標
最終処分量	51,662	42,444	49,000	46,000

③ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移について

1人1日当たりの家庭ごみ*排出量は、減量・分別キャンペーンなどの効果により、令和3年度(2021年度)以降は減少傾向にあり、最終目標の達成に向けて着実に進捗しています。

表4 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の進捗状況(再掲)

(単位: グラム)

	令和元年度 2019年度 基準値	令和6年度 2024年度 実績	令和7年度 2025年度 中間目標	令和12年度 2030年度 最終目標
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	463	417	430	400

④ 家庭ごみに占める資源物の割合の推移について

家庭ごみ*には、資源化が困難なごみや生ごみ以外にも、多くの資源物(布類、缶・びん等、プラスチック資源、再生可能な紙類)が混入しています。

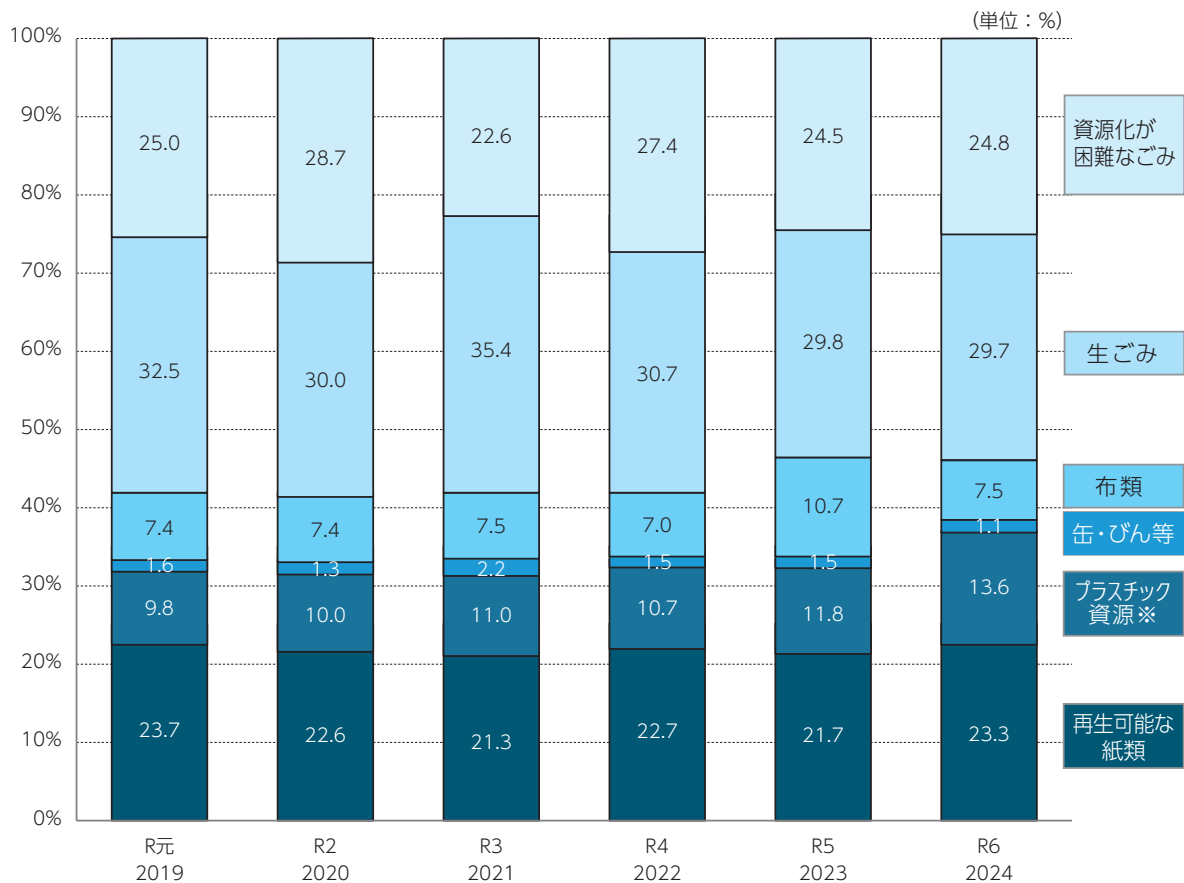
家庭ごみに占める資源物の割合は、令和3年度(2021年度)以降、依然として約4割を超える状況が続いており、このうち再生可能な紙類の割合が約2割を超える状況が続いています。

表5 家庭ごみに占める資源物の割合の進捗状況(再掲)

(単位: %)

	令和元年度 2019年度 基準値	令和6年度 2024年度 実績	令和7年度 2025年度 中間目標	令和12年度 2030年度 最終目標
家庭ごみに占める資源物の割合 ※	(45.7)	45.5	35.0	30.0
	42.5	(43.0)		

※ 製品プラスチックを令和5年度(2023年度)より資源として回収しているため、令和元年度(2019年度)の製品プラスチックを含む数値(上段)並びに令和6年度(2024年度)の製品プラスチックを含まない数値(下段)は参考値。



※ 令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)まではプラスチック製容器包装の割合、令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)はプラスチック製容器包装と製品プラスチックの割合の合計値

図7 家庭ごみの組成の推移

2) 参考指標の推移について

参考指標のうち、事業ごみ*量・家庭系食品ロス量・廃棄物分野の温室効果ガス*排出量は、いずれも減少しており、着実に進捗している一方で、リサイクル率は令和12年度(2030年度)に32.0%以上に向上させることを目標としていますが、令和6年度(2024年度)に27.8%となり、目標とは差がある状況です。

表6 参考指標の進捗状況

	令和元年度 2019年度 基準値	令和6年度 2024年度 実績	令和7年度 2025年度 中間目標	令和12年度 2030年度 最終目標
事業ごみ量〔トン〕	139,138	119,530	130,000	120,000
リサイクル率〔%〕	28.5	27.8	30.0	32.0
家庭系食品ロス量〔トン〕	17,740	12,006	14,000	9,000
廃棄物分野の温室効果ガス 排出量〔トン-CO ₂ 〕	136,493 ※	107,473 (速報値)	120,000	100,000

※ 本計画策定時点の速報値

(3) 施策・取り組みの進捗状況

① 計画期間に実施した主な事業

年度	主な事業
R3 2021	<ul style="list-style-type: none"> ・「資源とごみの分け方・出し方」の全面改訂、「ワケルネット」のリニューアル ・<u>粗大ごみ</u>*インターネット受付機能の拡充（申込可能品目の増：127 → 255）
R4 2022	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みペットボトルの<u>水平リサイクル</u>*の取り組みを開始 ・使い捨てプラスチック削減に向けた「プラスチックは必要な分だけキャンペーン」の実施 ・リチウムイオン電池等の分別収集開始 ・プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化計画の環境大臣・経済産業大臣認定取得（全国第1号） ・小売店での食品ロス削減に向けたマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」の運用を開始
R5 2023	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチック一括回収・リサイクルを全市で開始 ・資源循環の「見える化」関連事業（「みんなで作る！リサイクルハンガープロジェクト」等）の実施 ・プラスチック資源循環に係る対話型イベント「せんだいリポート」の開催 ・飲食店等での食品ロス削減に向け「ペロリでキラリおいしく食べきろうキャンペーン」の実施 ・家庭用除湿器等からのフロン回収体制構築に向けた実証事業の実施 ・今泉工場建替事業に着手 ・災害廃棄物処理支援として被災地へ職員を派遣（令和5年7月及び9月に発生した大雨・台風災害（秋田県秋田市・福島県いわき市）、令和6年能登半島地震）
R6 2024	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援として被災地へ職員を派遣（令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨による被害（山形県鮭川村）） ・<u>家庭ごみ</u>*収集運搬ルート最適化実証事業の開始 ・定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業を開始 ・<u>一般廃棄物</u>*処理実態等調査の実施 ・資源循環の「見える化」関連事業（リサイクルタンブラーの製作・イベントでのPR）の実施 ・家庭ごみ等指定袋のリニューアル（<u>ユニバーサルデザイン</u>*化）
R7 2025	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ・プラスチック資源収集運搬ルート最適化実証事業の開始 ・定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業の対象エリアを拡大 ・今泉工場建替基本計画の策定

② 施策・取り組みの進捗状況

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

プラスチック資源循環に向けた取り組みとして、令和4年(2022年)に全国第1号となる再商品化計画の大臣認定を取得し、令和5年(2023年)から製品プラスチック一括回収・リサイクルを全市で展開しているほか、食品ロス削減に向けた各種講座の開催や広報・キャンペーンを実施したことに加え、家庭系剪定枝*の回収・リサイクルの取り組みを進めました。

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

資源の分別促進に向けて、イベントでの啓発やウェブサイト「ワケルネット」などを活用した広報を行いました。

また、清掃工場における搬入車両の内容物検査に加えて、産業廃棄物*適正処理監視指導員(産廃Gメン*)によるパトロール等を実施し、事業ごみ*の適正排出と不法投棄*の未然防止に向けた取り組みを推進しました。

資源・ごみの分別徹底については、依然として家庭ごみ*の中に多くの資源物が混入している状況であることから、取り組みをさらに推進する必要があります。

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

動画配信サイトやSNS等を活用し、ターゲットに合わせたごみの適正排出や分別に関する情報発信を行ったことに加え、環境施設見学や学校・町内会等を対象とした出前講座*を実施するなど、わかりやすい情報発信と環境教育に関する取り組みを推進しました。

また、クリーン仙台推進員*に向けた研修の実施や活動支援を通じて連携を図りました。

施策4 社会環境の変化への対応

地域ごみ出し支援活動の促進に向けて制度を活用しやすい環境を整備したほか、令和3年度(2021年度)より粗大ごみ*受付センターのインターネット申込の機能拡充を図り、高齢化や生活様式の変化に対応した取り組みを進めました。

また、ごみ集積所課題解決実証事業を町内会と連携して実施したことで、地域と連携して課題解決に向けた仕組みづくりを推進しました。

施策5 環境美化の推進

令和5年度(2023年度)、第40回全国都市緑化仙台フェアやG7仙台科学技術大臣会合の本市での開催に合わせ「みんなでまちをきれいにしようキャンペーン」を展開したほか、地域清掃に対する支援などを行い、環境美化活動推進の取り組みを進めました。

施策6 ごみの適正処理体制の確立

今泉工場の建て替えに向け、令和5年度(2023年度)に施設整備の方針及び基本計画の検討方針を定めた基本構想を策定し、令和7年度(2025年度)には今泉工場の新たなごみ処理施設の処理方式や処理能力、環境保全計画、施設配置計画などを具体化した基本計画を策定しました。

また、令和6年度(2024年度)から生活ごみ*の効率的な収集方法や運搬ルートの検証を行う実証事業を開始したことに加えて、脱炭素社会*に向け、松森工場において令和4年度(2022年度)から電気自動車への電力供給設備の運用を開始しました。

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

災害時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の確保に向け、令和3年度(2021年度)に災害廃棄物処理マニュアルを整備したほか、東日本大震災の経験・教訓を活かし、被災自治体への支援を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、感染症の蔓延時における継続的なごみ処理体制の確保に向けた取り組みを進めました。

コラム1 東日本大震災における震災廃棄物の処理

平成23年(2011年)3月11日14時46分に発災した東日本大震災では、本市のごみ総量の約7年分に及ぶ震災廃棄物を処理する必要が生じました。

本市は、宮城県沖地震の再来に備え、平成19年(2007年)2月に「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」を策定し、阪神・淡路大震災等における市町村の対応や国庫補助適用の事例等も踏まえ、損壊建物等を含む震災廃棄物量を想定していました。

要領では、津波被害は想定していなかったものの、震災廃棄物の推計方法、通常のごみ・し尿処理の基本方針、仮置場の候補地等を定めていたため、初動対応にいち早く着手することができました。

また、想定を超える震災廃棄物等の処理にあたって、本市埋立処分場と民間埋立処分場の残余容量が十分に確保できたことから、広域処理することなく市域内で処理を完結する「自己完結型」の方針を定め、1次・2次仮置場を一元化し、津波で被害を受けた市東部沿岸地域3か所に保管から中間処理までを行う「がれき搬入場」を整備しました。

さらに、可能な限り環境に配慮したうえで、極力資源化できるよう撤去現場で可燃物・不燃物・資源物の3種類に粗分別し、がれき搬入場内では10種類以上に細分別して保管・リサイクルの推進を図りました。

この「自己完結型」の処理は、後に「仙台方式」とも称され、国や全国各都市、学会・有識者、地元業界団体(仙台建設業協会、宮城県解体工事協同組合、宮城県産業廃棄物協会(現:宮城県産業資源循環協会)仙台支部)の支援・協力のもと、当初の目標よりも早い平成25年(2013年)12月に処理を完了することができました。

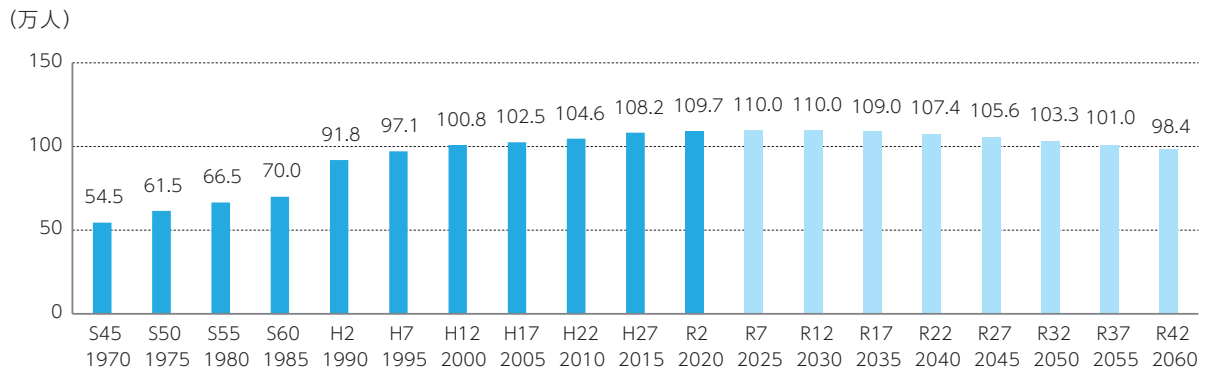
2. 将来ごみ量の見通し

(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、ここ数年のうちピークを迎えた後、減少していくことが見込まれています。本市の人口構造は、高齢者の割合が他の政令指定都市に比べて低いものの、令和2年(2020年)には4人に1人が高齢者となるなど、少子高齢化の加速が懸念されます。一方、外国人住民や留学生の数が増加傾向となっています。

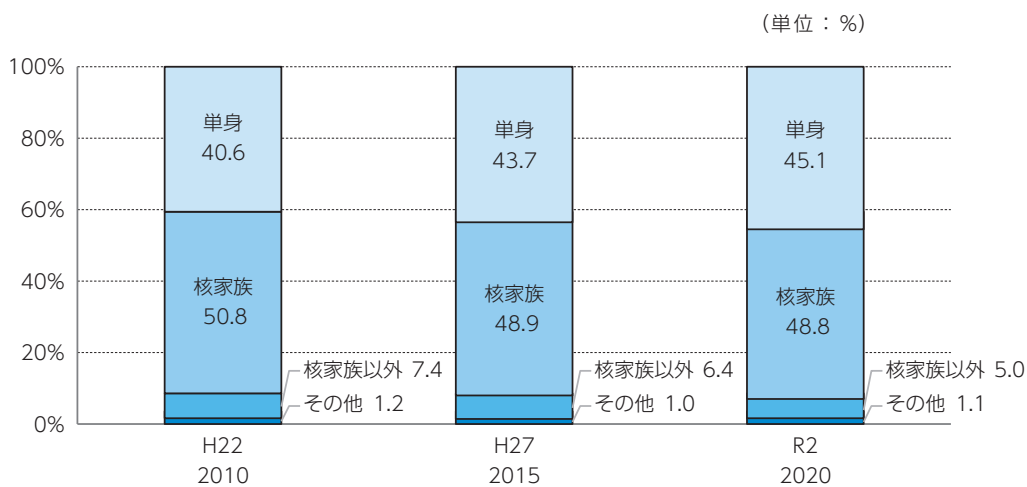
世帯数については、単身世帯が4割を超え増加傾向にあるなど、少子高齢化の影響もあり、今後も増加する傾向となることが予想されます。

令和6年(2024年)10月1日現在の推計人口は、約109.6万人となり、世帯数は約55.1万世帯となっています。



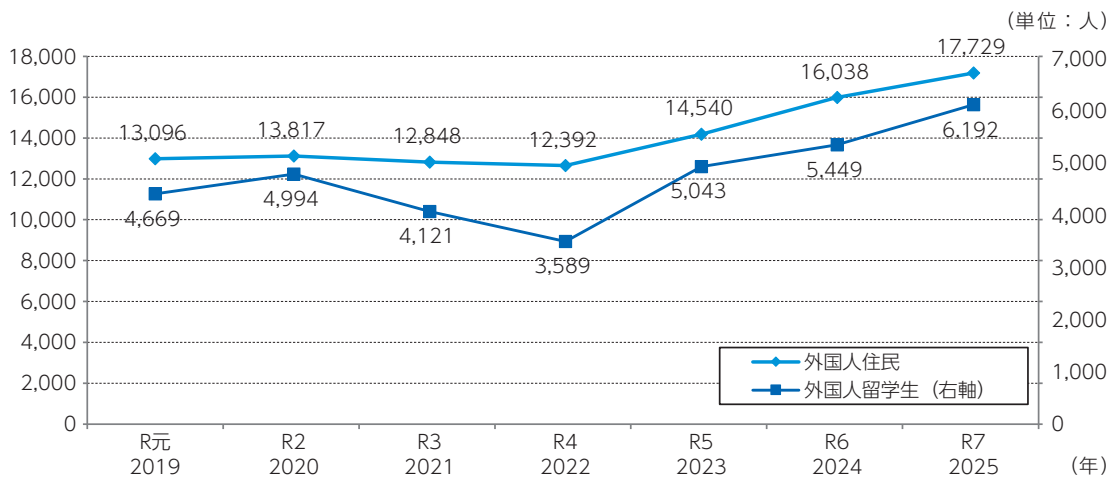
(出典) 国勢調査結果(1970-2020年)、仙台市まちづくり政策局資料(2025年以降推計値)

図8 本市における人口の推移と見込み



(出典) 国勢調査結果

図9 世帯の家族類型別割合の推移



(出典) 仙台市文化観光局資料

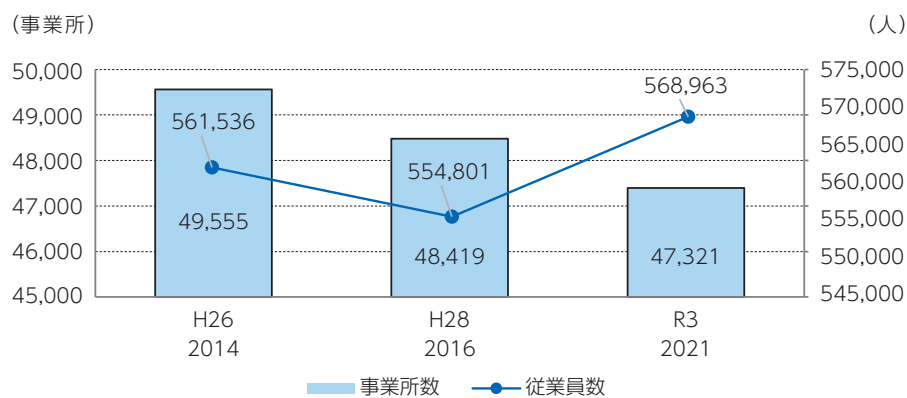
図 10 外国人住民及び留学生の推移

(2) 事業所数と従業員数の動向

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高くなっています。

多くの事業所が市外にある本社等の支店・支社であることから、本市は「支店経済都市」とも呼ばれています。

事業所数は減少傾向となっている一方で、令和3年度(2021年度)にかけて従業員数は増加しています。



(出典) 経済センサス(総務省統計局)

図 11 事業所数と従業員数の推移

(3) 将来ごみ量の見込み

本市の将来ごみ量は、令和6年度(2024年度)のごみ総量33.6万トンから算出した1人1日当たりのごみ総量(グラム/人・日)を原単位とし、令和12年度(2030年度)までの人口増減を見込んだ推計で、令和12年度(2030年度)のごみ総量は33.7万トンになると見込まれます。

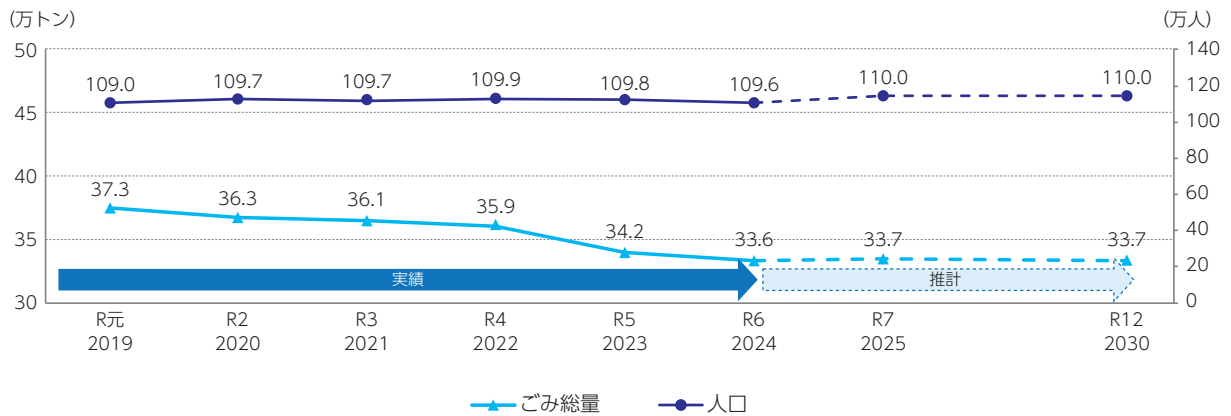


図12 予測人口と将来ごみ量の見込み

3. 廃棄物処理に関する動向と今後の課題

(1) 国内外における廃棄物処理に関する動向

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、世界規模で深刻化する諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

SDGsは、持続可能な世界を実現するため、令和12年(2030年)までに達成すべき17のゴールと169のターゲットを設定したもので、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3R*の推進による廃棄物の削減や適正処理など、資源循環分野に関しても様々な目標が掲げられています。

国内においては、世界的な課題であるプラスチックの有効活用に向けて、令和4年(2022年)に「プラスチック資源循環促進法」が施行されており、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置が講じられています。

また、令和6年(2024年)8月に「第五次循環型社会*形成推進基本計画」が策定され、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)*」への移行が国家戦略として位置づけられ、循環型社会の形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりや、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等が重点分野に掲げられています。

加えて、令和7年(2025年)3月には、食品ロスの削減に向け「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次)」が閣議決定されました。

コラム2 SDGs(エスディージーズ)と本計画の関係

SDGsの持続可能という考えは、本市の施策全体に通じるものであり、東日本大震災を経て、防災環境都市を目指すグローバルな施策展開の観点からも重要です。このことから本市は、SDGsの推進を市民や企業等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12 つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性(レジリエンス)や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本市としても、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース(発生抑制)をより重視した3Rの取り組みや、食品ロスの削減などの取り組みを、市民協働を進めていきます。

本計画に関係するゴールは次の7つです。



コラム3 プラスチックごみによる海洋汚染

世界では今、私たちの暮らしからあふれたごみにより、美しい自然が損なわれる危機に直面しています。中でもプラスチックごみに起因した海洋汚染が深刻な問題となっています。

現在使われているプラスチックの多くは、水や土の中で分解されることはありません。ポイ捨てなどの無責任な行動により川や海に流れ出てしまい時間をかけて細かく砕け、微小なマイクロプラスチック*となり、海洋生物の体内に取り込まれる等の被害が生じています。

プラスチックは様々な用途で利用されており、私たちの生活で得られる恩恵は大きく、その利用に関する持続可能なあり方は、国・地域、産業構造、消費パターンによって異なります。

今私たちにできること、例えば、「使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用を控える」「繰り返し長く使う」「廃棄の際は分別を徹底する」といった行動を意識することが大切です。誰もが使うものだからこそ、プラスチックとの付き合い方を考えてみましょう。



(2) 今後の課題

「1.(2)目標の進捗状況」(p.7)のとおり、本計画の基本目標のうちごみ総量、最終処分*量、1人1日当たりの家庭ごみ*排出量については、中間目標の達成が見込まれ、最終目標の達成に向けて着実に進捗しています。一方、家庭ごみに占める資源物の割合については、紙類などのリサイクルが可能な資源物の混入が依然として多く見られ、高止まりで推移していることから、再資源化の取り組みや分別排出の周知徹底をより一層進める必要がある状況です。

また、本市は令和2年(2020年)7月に、SDGsの達成に向け取り組みを進める「SDGs未来都市」に選定されており、一層のごみ減量・リサイクルや温室効果ガス*排出量の低減により、資源循環都市・脱炭素社会*の実現を目指していく必要があります。

こうした国内外における資源循環分野の動向や目標の進捗状況等を踏まえ、本市の一般廃棄物*処理に関する課題を次頁のとおり整理しました。

① プラスチックごみや食品ロスを中心としたごみの発生抑制

環境負荷の低減を図り持続可能な社会を構築するためには、適切な消費活動を行い、ごみの発生抑制に努め、ごみの総量を減らすことが最も重要です。

国では、令和12年(2030年)までにレジ袋等の使い捨て(ワンウェイ)プラスチックを累積25%排出抑制することや、令和12年度(2030年度)までに食品ロス量を平成12年度(2000年度)比で家庭系については半減、事業系については60%削減させることを目標に設定しており、資源循環都市を目指す本市は、こうした諸課題に適切かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

② ごみの適正排出と分別の徹底

これまで市民・事業者・市が協働してごみ減量・リサイクルに取り組んできた結果として、令和元年度(2019年度)から令和6年度(2024年度)にかけて、家庭ごみ*量は9.8%減、事業ごみ*量は14.1%減となり、順調に減量が進んでいます。

一方、家庭ごみ及び事業系可燃ごみに占める雑がみ*等の資源物の混入割合は横ばい状態となっており、また、家庭ごみに混入し焼却処理されているプラスチック資源の量が、分別排出によりリサイクルされる量を依然として上回っていることから、引き続きごみの適正排出と資源物の分別徹底を推進し、ごみの焼却処理量を減らすことで環境負荷の低減を図ることが必要です。

③ 地域における3R推進に向けた担い手の育成

近年、宅地開発等に伴いごみ集積所設置箇所数が増加する中で、不適正排出*や不法投棄*への対策が課題となっています。これまで地域と連携した排出ルールの周知・啓発等に取り組んできましたが、こうした地域課題の解決や、一層のごみ減量・リサイクルを進めるためには、3R*の重要性を学び、自発的に考え、行動する担い手の育成が重要です。

④ 災害等に強い安定的な処理体制の確保

計画期間には、豪雨災害等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大等が発生しました。私たちが生活や事業活動を続けていくためには、こうした状況下においてもごみを安全かつ適正に処理する体制を確保することが必要となります。

処理体制の構築にあたっては、脱炭素社会*の構築に貢献し、かつ、経済性を考慮した効率的な体制とすることを基本としたうえで、自然災害のほか感染症の流行等を見据えた災害等に強いごみ処理体制の確保を進める必要があります。

第3章 基本目標・施策の体系

1. 基本的な考え方と方向性

(1) 仙台市基本計画の理念

仙台市基本計画では、誰もが心豊かに暮らすことができる未来に向けて、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を、まちづくりの理念としています。

(2) 杜の都環境プランが目指す環境都市像

杜の都環境プランでは、仙台市基本計画の理念のもと、「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指す都市像に掲げ、「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指すまちのあり方の一つにしています。

さらに分野別環境施策の一つとして「資源循環都市づくり」を掲げ、「限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち」を目指すこととしています。

(3) 仙台市一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方

仙台市一般廃棄物*処理基本計画では、上位計画の理念や目指す都市像を踏まえながら、「循環経済(サーキュラーエコノミー)*」への移行及び「仙台市ダイバーシティ推進指針(令和7年(2025年)3月策定)」に基づくダイバーシティまちづくりの視点を加えて、基本的な考え方を以下のとおりとします。

“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができるまちを目指して、世代や国籍の違い、障害の有無なども含め、誰もがものを大切に使い、資源とごみの分別などの3R*に取り組めるよう、市民や事業者など多様な主体と協働して、循環経済への移行に向けた意識醸成・行動変容を推進するとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保します。

2. 基本目標

プラスチックごみや食品ロスの発生抑制などによって、令和12年度までに、ごみ総量33万トンを目指します。

この目標は、前計画の策定当初に設定したものであり、震災によるごみ量の急増に対し、市民・事業者・市が連携した取り組みを活かしながら、目標に向けて皆さまと共にごみ減量を一層進めてまいります。

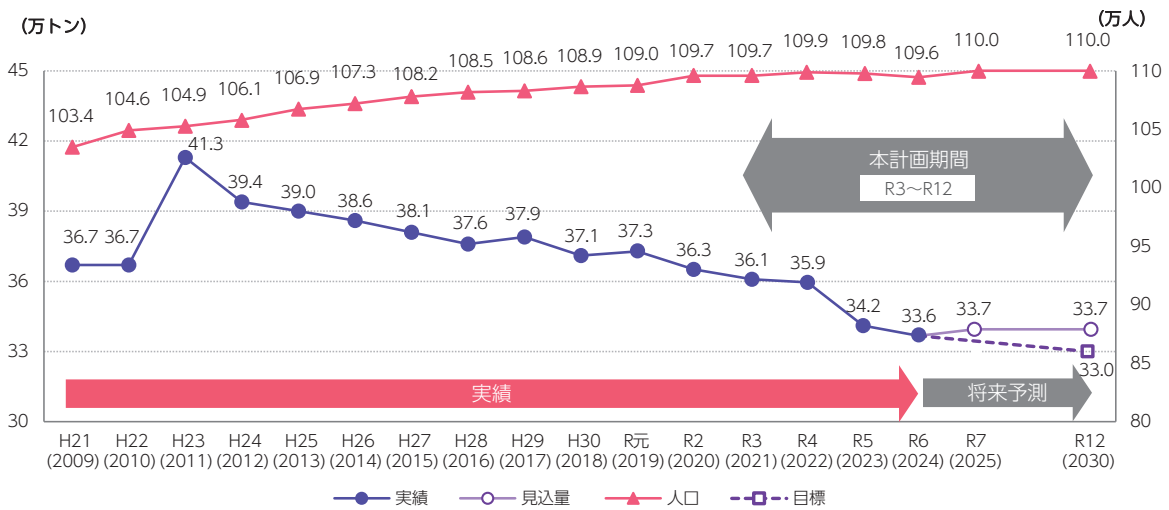


図 13 将来ごみ量の見込みと目標

(1) 基準値・目標値

令和元年度(2019年度)の実績を基準とし、計画初年度である令和3年度(2021年度)から5年後の令和7年度(2025年度)を中間目標に、10年後の令和12年度(2030年度)を最終目標に定めます。

目標値については、本計画の進捗や社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 基本目標

本計画の基本的な考え方を踏まえ、資源循環都市の実現に向けた発生抑制と再使用を優先的に推進する目標として、①**ごみ総量(生活ごみ*と事業ごみ*の合計)**を設定します。

また、環境負荷の低減に向け埋立処分場の延命化を図るため、②**最終処分*量**を目標に設定します。

さらに、市民にとって身近な取組目標として、③**1人1日当たりの家庭ごみ*排出量**、④**家庭ごみに占める資源物の割合**を設定します。

なお、②最終処分量については、計画の中間評価の結果を踏まえ、さらなる減量を目指すこととし、最終目標の見直しを図ります。

基本目標	基準値 令和元年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度
①ごみ総量	37.3万トン	6%削減 → 35万トン 12%削減 →	33万トン
②最終処分量	5.2万トン	6%削減 → 4.9万トン 23%削減 →	4.0万トン (見直し前: 4.6万トン)
③1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	463グラム	7%削減 → 430グラム 14%削減 →	400グラム
④家庭ごみに占める 資源物の割合	42.5%	7.5ポイント引き下げ → 35% 12.5ポイント引き下げ →	30%

(3) 参考指標

基本目標を達成するうえで、必要な取組状況などを把握する参考指標として、①**事業ごみ量**、②**リサイクル率**、③**家庭系食品ロス量**、④**廃棄物分野の温室効果ガス*排出量**を設定します。

参考指標	基準値 令和元年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度
①事業ごみ量	13.9万トン	7%削減 → 13万トン 14%削減 →	12万トン
②リサイクル率	28.5%	1.5ポイント引き上げ → 30% 3.5ポイント引き上げ →	32%
③家庭系食品ロス量	1.8万トン	22%削減 → 1.4万トン 半減 →	9千トン
④廃棄物分野の 温室効果ガス排出量	13.7万トン-CO ₂	13%削減 → 12万トン-CO ₂ 27%削減 →	10万トン-CO ₂

3. 基本方針と施策の体系

前章[3. 廃棄物処理に関する動向と今後の課題](p.17～p.19)を踏まえ、重点的な取り組みを設定のうえ、4つの視点のもと資源循環都市の実現に向け横断的に取り組みを進めます。

また、基本目標の達成に向けて、3つの基本方針を設定のうえ、7つの施策を展開します。

(1) 重点的な取り組み

国内外において喫緊の課題となっているプラスチックごみや食品ロスの削減のほか、3R*に主体的に取り組む担い手の育成に向けた環境教育の充実や、“杜の都仙台”を象徴する剪定枝*等の緑のリサイクルについて、重点的に取り組みを進めます。

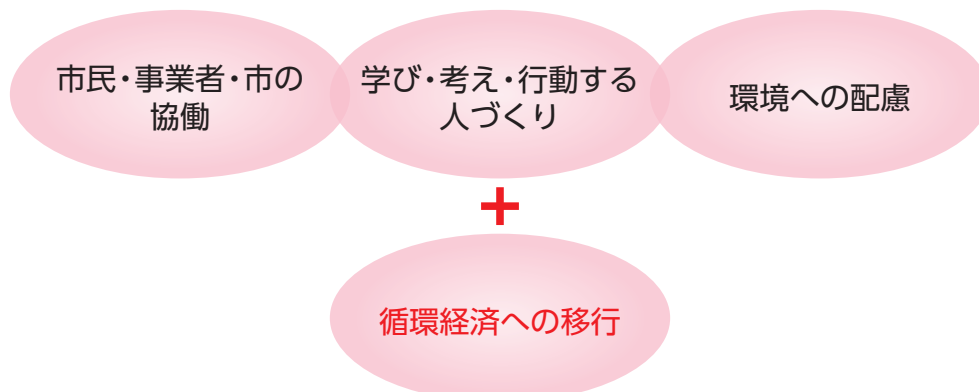
- ◎使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用抑制と、プラスチック資源の分別・リサイクルの推進
- ◎食品ロスの削減と、生ごみの発生を極力減らすライフスタイルの定着
- ◎3Rに主体的に取り組む人づくりに資する“学びの場”の充実
- ◎廃棄物系バイオマス*による資源・エネルギーの利活用の推進
- ◎資源の水平リサイクル*の推進等、資源を効率的・循環的に利用する循環経済*への移行の推進

(2) 視点

ごみ減量・リサイクルの推進にあたっては、それぞれの主体が役割を担い連携する「市民・事業者・市の協働」の視点を大切にするとともに、3Rを実践する担い手の育成に向け「学び・考え・行動する人づくり」を意識し取り組みを進めます。

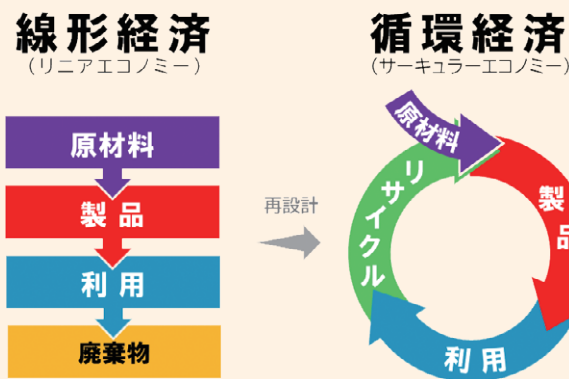
また、杜の都の良好な環境を次の世代に引き継ぐため、「環境への配慮」を欠かさずごみの収集や施設の整備等を進めます。

さらに今回の改定では、現行計画の3つの視点に加えて、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする線形経済(リニアエコノミー)から持続的な循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を見据えた取り組みを推進します。



コラム4 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、ごみの増加を招くだけでなく、気候変動問題や大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。そこで、これまで主流であった「線形経済(リニアエコノミー)」と呼ばれる大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済活動から、従来の3R*の取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、限りある資源を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す「循環経済(サーキュラーエコノミー)*」への転換が世界の潮流となっています。



(出典)環境省「令和3年度版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」を基に仙台市作成

(3) 基本方針と施策の展開

第1の方針として、持続可能な資源循環都市を目指すにあたって根幹的な取り組みとなる、3R*の推進に加えて、資源を効率的・循環的に利用する循環経済*への移行の推進を設定します。3Rの取り組みを進めるにあたっては、そもそもごみとなるものを発生させない、発生抑制を中心とした取り組みを進めます。

第2の方針では、地域における3Rやまち美化の担い手づくりを進めるため、わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るほか、高齢化などの課題への対応にも取り組みます。

第3の方針では、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の経験を踏まえ、市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、様々な危機に対してしなやかに対応可能で安全かつ安定的なごみ処理体制の構築を目指します。

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

「モットイナイ」の心を育て、3Rによるごみの減量とリサイクル推進に取り組むとともに、市民・事業者と連携して循環経済への移行を推進します

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

3Rやまち美化の担い手づくりに向けた、市民・事業者への適切な情報発信を進めます

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

施策4 社会環境の変化への対応

施策5 環境美化の推進

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定的かつ効率的な処理体制を構築します

施策6 ごみの適正処理体制の確立

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

- 1-1 プラスチックごみの削減 **重点** p.29
- 1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル **重点** p.29
- 1-3 緑のリサイクル **重点** p.31
- 1-4 資源を効率的・循環的に利用する循環経済への移行の推進 **重点** p.32

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

- 2-1 雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底 **重点** p.33
- 2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底 p.34
- 2-3 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底 p.35

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

- 3-1 情報発信の充実 p.36
- 3-2 環境教育の推進 **重点** p.37
- 3-3 外国人や若年層への周知・啓発 p.38
- 3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携 p.38

施策4 社会環境の変化への対応

- 4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み p.39
- 4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり p.39

施策5 環境美化の推進

- 5-1 環境美化の推進 p.40
- 5-2 地域清掃や集積所管理の推進 p.40

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

- 6-1 処理施設の整備計画 p.41
- 6-2 効率的な収集運搬体制の構築 p.42
- 6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討 p.42
- 6-4 脱炭素社会に向けた取り組み p.42

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

- 7-1 仙台市災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備 p.43
- 7-2 広域的な災害廃棄物処理体制の構築 p.43
- 7-3 感染症の蔓延時における自立的な処理体制の構築 p.43

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会*の構築を目指すためには、不要なものは買わない・もらわない、ごみになるものを断る考え方を含めたごみのリデュース(発生抑制)の取り組みを最優先で進め、ごみの総量を抑制することが重要です。

次いで、繰り返し使うリユース(再使用)を進め、ごみを排出する際には分別を徹底し、リサイクル(再生利用)を推進します。

これらに取り組んだ後に残ったごみについては、焼却施設における余熱利用など、可能な限り熱回収し、適正処分を行います。

3R*は廃棄物処理に伴う温室効果ガス*排出量の削減につながり、脱炭素社会*の実現にも資するものであることから、一層の取り組みを進めていきます。

これら3Rの取り組みに加え、国家戦略である、資源を効率的・循環的に利用する循環経済*への移行を推進します。

コラム5 3R（スリーアール）とは

Reduce(発生抑制)・Reuse(再使用)・Recycle(再生利用)の略称で、循環型社会を構築するための行動3原則として、国の第五次循環型社会形成推進計画にも定められています。3つのRの意味をもう一度理解し、生活の基本的な行動として取り組んでいきましょう。

まずは、^{リデュース}Reduce（発生抑制）できるだけごみを出さない

- 食材は計画的に購入し使いきり、料理は作り過ぎずに食べきる。
- 過剰包装の商品は避け、野菜や果物はバラ売りを買う。
- マイバッグやマイバスケットを持参し、レジ袋はもらわない。
- 詰め替えできる商品を買う。

次に、^{リユース}Reuse（再使用）繰り返し使う

- チラシやカレンダーなどの裏面をメモ用紙に使う。
- 不要になった家具や衣類、本などは、リサイクルプラザや、リサイクルショップへの持ち込み、フリマアプリの活用等により、必要な方に使ってもらう。
- 古布類はリメイクしたり、雑巾などに再利用する。

最後は、^{リサイクル}Recycle（再生利用）資源に再生する

- 缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類、プラスチック資源は正しく分別して、市の収集日に排出する。
- 紙類は集団資源回収*・拠点回収・市の収集を、ライフスタイルにあわせて利用する。
- 食品トレイや小型家電などは店頭回収や回収ボックス等を利用する。

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

近年の「プラスチック資源循環戦略*」の策定や「食品ロス削減推進法」の施行など、プラスチックごみと食品ロスの削減が持続可能な社会づくりを進めるうえでの喫緊の課題であるとの認識のもと、これらへの対応に重点を置きごみ減量・リサイクルを推進します。

また、“杜の都仙台”の象徴的な施策として実施している剪定枝*等のリサイクル事業について、これまでの取り組みを活かし拡充の検討を進めるとともに、市民・事業者と連携して循環経済*への移行を推進します。

1-1 プラスチックごみの削減 **重点**

使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用抑制に向け、事業者とも連携しながら不必要なものを買わない・もらわない、何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、市民のライフスタイルの変革を促すことが重要です。

また、製品プラスチックの一括回収・リサイクルの全市展開を開始したことから、プラスチック資源のリサイクルを着実に進めるとともに、粗大ごみ*として処理している大型のプラスチック製品(以下「粗大プラスチック」という。)について、リサイクル手法の検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 使い捨て(ワンウェイ)プラスチック製容器包装・製品のリデュースの徹底
- マイバッグ・マイボトル等の推奨(レジ袋使用削減)
- 製品プラスチック一括回収・リサイクルの推進
- 家庭ごみ*等指定袋へのバイオプラスチック*袋の導入可能性の調査・研究
- 国・製造等事業者への要望(拡大生産者責任*等)
- 粗大プラスチックのリサイクル手法の検討

1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル **重点**

市民活動団体等と連携したフードドライブ*の実施や地域における生ごみ堆肥化など、これまで他都市に先駆けて市民・事業者・市の協働による取り組みを進めてきた知見を活かし、食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルを推進します。

食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルはごみ量の削減効果も大きいことから、市民にとって身近な取り組みである「3つのきる(使いきる、食べきる、水気をきる)」の啓発をはじめ、事業者との連携による3010運動*の推進・食べ残しの持ち帰りの推奨等、発生抑制に向けた取り組みを推進するとともに、飲食店等から排出される食品廃棄物をバイオマス*資源としてリサイクルする実証を行うなど、様々な角度からの取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

【食品ロス削減の取り組み】

- せんだい食エコリーダーを活用した市民向け講座の開催等による家庭での食品ロス削減の推進
- ごみの組成分析や市民アンケート等による食品ロス発生量等実態調査の実施
- 3010 運動*の推進に加えて、小盛メニューの導入や利用者の希望に沿った量の料理の提供、食べ残しの持ち帰りの推奨など、宴会や外食時における食品ロス削減の促進
- フードチェーン（生産、製造、販売）における食品ロス削減対策の推進（食品リサイクル法に基づく再生利用、原材料の適切な仕入れ・保管など）
- 食育推進事業を通じた食品ロス削減を実践する担い手の育成
- フードドライブ*等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）

【生ごみ削減の取り組み】

- 「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」のさらなる推進
- 生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入補助等による減量・リサイクルの推進
- 乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型事業の推進
- 地域における生ごみ堆肥化の取り組みの推進
- 事業系食品廃棄物のリサイクル推進

コラム6 食品ロスについて

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本の食品ロス量は464万トン(農林水産省及び環境省「令和5年度(2023年度)推計値」)で、食品ロスによる経済損失は、国民一人あたり31,814円/年になります。

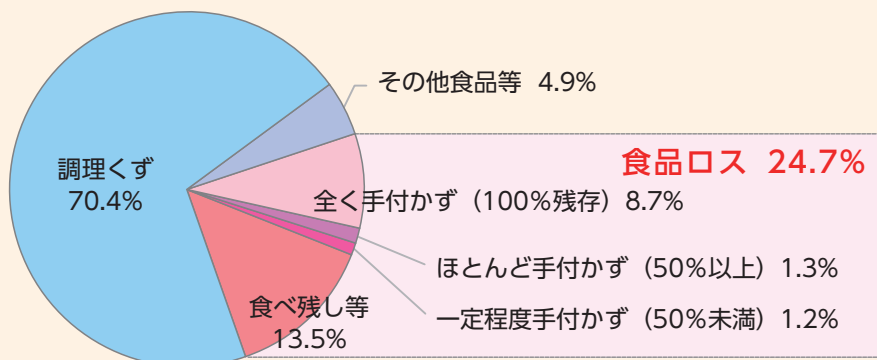
また、食品ロスを国民1人あたりに換算すると“おにぎり1個分(約102g)の食べもの”が毎日捨てられていることになります。

(出典) 消費者庁ホームページより引用

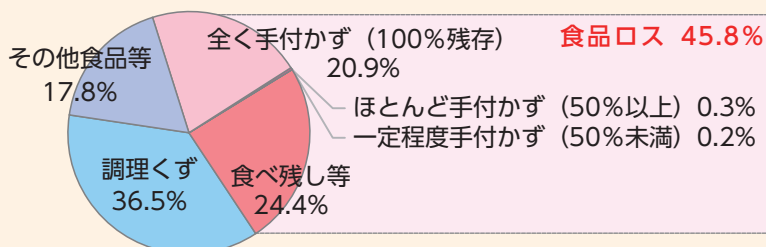
コラム7 本市の食品ロス量（推計）

本市で令和6年度(2024年度)に実施した「一般廃棄物*処理実態等調査」によると、家庭から出る生ごみに占める食品ロスの割合は24.7%で、約1.2万トンにもなります。

最も多いのは食べ残し等が約6.7千トンで、次に多いのが全く手付かず(100%残存)の約4.3千トンとなっています。



また、事業所から出る生ごみに占める食品ロスの割合は45.8%で、約7.8千トンにもなり、家庭系食品ロス量と同様、食べ残し等が約4.1千トンで最も多く、次いで全く手付かずに食品が約3.6千トンという結果が出ています。



※構成比の内訳は、端数処理の都合上、合計が100%にならない場合があります。

1-3 緑のリサイクル **重点**

令和2年度(2020年度)から本格実施している家庭系剪定枝*の資源化事業に関する認知向上を図るほか、落ち葉の堆肥化モデル事業の実施など、さらなる資源循環の推進に向けた検討を進めます。

また、事業系剪定枝の資源化や公共事業における資源物の活用など、緑の循環が一層進むよう検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭系剪定枝の回収・リサイクルのさらなる推進
- 落ち葉の堆肥化モデル事業等の実施
- 事業系剪定枝の資源化促進（民間処理施設の利活用）
- 公共事業における資源循環システムの構築（公園緑地や街路樹等の維持管理業務との連携）

1-4 資源を効率的・循環的に利用する循環経済への移行の推進 **重点**

リサイクル製品を地域内で生産・消費する「地産地消」を推進するほか、プラスチック等の使用済み製品を回収し、再び同一の製品にリサイクルを行う水平リサイクル*の取り組みを推進します。

また、民間事業者と連携した回収拠点の周知広報等を実施し、市民のさらなる利用促進を図るほか、リペア*・リユース事業者との連携により、衣類や家具等の製品の長期利用促進を図るなど、循環経済*への移行に向けた取り組みを推進します。

実施・検討すべき取り組み

- リサイクル製品の「地産地消」の推進
- 資源の水平リサイクルの推進
- 民間事業者と連携した回収拠点のさらなる利用促進
- 地域内のリペア・リユース事業者との連携推進

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

家庭ごみ*における資源物の混入割合は横ばいで推移しており、依然として再生可能な紙類等の混入が認められる状況です。リサイクルによる資源循環を一層進めていくため、資源循環の「見える化」による分別意識の醸成を図ることに加えて、資源物の分別の推進に向けた周知啓発や適正排出指導等に一層取り組みます。

また、家庭ごみ集積所への不適正排出*に対する指導のほか、産業廃棄物*の不法投棄*や野外焼却等の防止に対する取り組みを進めます。

2-1 雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底 **重点**

家庭ごみの約20%を占めている雑がみ*等の再生可能な紙類について、雑がみ回収袋や回収ロゴマークの活用による普及啓発に加えて、紙箱やビニール袋に入れて排出可能とする排出ルール変更に関する認知向上を図り、一層の分別徹底を推進するほか、従前は資源化が困難とされていたコーティング加工された紙製容器の拠点回収の実施や、雑がみの分別排出促進に向けた効果的な回収方法の検討など、紙類のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

また、プラスチック資源のほか、缶・びん・ペットボトル等の資源物や、火災発生の原因となるリチウムイオン電池等についても分別徹底を推進するとともに、使用済み小型家電、廃食用油、布類等の拠点回収の利用促進など、さらなる資源物のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

加えて、資源循環の「見える化」により、分別意識の醸成を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 啓発用雑がみ回収袋の作成・配布、雑がみ回収ロゴマークの普及
- コーティング加工された紙製容器の分別促進・回収拠点の周知
- 雑がみの分別排出促進に向けた効果的な回収方法の検討
- 雑がみの排出方法に関する認知向上に向けた周知
- 民間事業者と連携した回収拠点の提供
- 集団資源回収*を活用した分別・リサイクルの推進
- プラスチック資源、缶・びん・ペットボトル等のさらなる分別推進
- 使用済み小型家電・廃食用油・布類等拠点回収の利用促進
- 資源循環の「見える化」等による分別意識の醸成
- 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の排出ルールの周知強化

コラム8 リチウムイオン電池について

近年、小型家電等を使用されるリチウムイオン電池の流通量が拡大しており、収集時や処理施設において、リチウムイオン電池が原因と見られる発火事故が本市を含め全国的に発生しています。他都市では大規模な火災により処理施設が長期間停止するケースも出てきているところです。

こうした発火事故防止のため、本市では令和4年度(2022年度)より、週1回の缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類の収集日に、リチウムイオン電池等の定日収集を開始しました。

安全安心かつ安定的な本市の廃棄物処理体制を維持していくため、正しい分別・排出に取り組んでいきましょう。



2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底

事業ごみ*の減量を進めるためには、産業廃棄物*や紙類等の資源物の混入防止が重要であることから、内容物検査の実施や排出事業者への指導、環境配慮の取り組みの促進など、事業ごみの適正排出と分別の徹底を促します。

実施・検討すべき取り組み

- 清掃工場における事業ごみ搬入車両の内容物検査（展開検査装置活用）の実施
- 内容物検査結果を踏まえた排出事業者への訪問指導の実施
- 排出事業者向け研修会等の開催
- 大規模建築物所有者等*への立入調査の実施
- 清掃工場への再生可能な事業系紙類の搬入禁止
- 事業者の環境へ配慮した取り組みの促進（仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター*）認定制度、グリーン購入*など）

2-3 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

ごみの適正排出と分別推進の啓発を進めるためには、家庭ごみ*集積所等の排出場所における不適正排出*や不法投棄*の防止対策の徹底も重要となります。

町内会等の地域団体と連携のうえ、違反シールの貼付による適正排出指導を実施し、地域における排出実態の把握に努めます。

また、監視カメラや防止看板の設置等の不法投棄防止対策に取り組むなど、地域における排出実態の把握に努めながら指導・啓発の強化を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭ごみ集積所における不適正排出に対する指導（地域団体やクリーン仙台推進員*等との連携）
- 現職警察官の配置及び産業廃棄物*適正処理監視指導員（産廃Gメン*）の配置
- 不法投棄の未然防止対策（監視カメラ、防止看板の設置）の実施

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

ごみ減量や3R*の取り組みを推進するためには、正しい知識を持ち、自ら実践に取り組む担い手を育成することが重要となります。

このため、発生抑制を中心とした3Rの取り組みなど、ごみ減量の必要性や分別の方法等に関する情報がより多くの市民・事業者にわかりやすく伝わるよう、多様性に配慮した適切な情報発信や環境教育の充実に努めることで、自発的に考え、行動することのできる人づくり・組織づくりを進めます。

また、ごみの散乱のない快適なまちづくりに向けた環境美化やごみ集積所の適切な管理、ごみ出しが困難な世帯への支援など地域において課題解決に取り組む団体等への支援や連携の強化を図るとともに、若者等の参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

計画改定にあたり令和6年(2024年)11月に実施した市民アンケート調査では、さらなるごみ減量や3Rの推進に向け市が講じるべき施策として、「市民への広報の強化」や「ごみ減量・3Rに関する学校教育の充実」等への要望が多く寄せられました。

また、若い世代ではごみ減量・3Rに関する施策の認知度が低い傾向にあることがわかりました。

こうした結果を踏まえ、本市のキャラクターのうち最も市民認知度の高い、ごみ減量・分別キャラクター「ワケルくん」を活かしながら、小中学生などを対象とした早期からの環境教育の充実に図ります。

また、SNS等を活用した情報発信のほか、留学生をはじめとする外国人住民が増加傾向にあることを踏まえ、多文化共生に配慮した多言語による情報発信を行うなど、きめ細かな広報を展開することで、国籍の違いに関わらず、誰もが安心して資源とごみの分別などの3Rに取り組める環境づくりを推進していきます。

3-1 情報発信の充実

「市政だより」や市ホームページのほか、SNSやアプリの活用等、様々な手法によるきめ細かな情報発信を行い、ひとりでも多くの市民や事業者にごみ減量・リサイクルや排出ルールに関する情報が届くよう、ユニバーサルデザイン*の発想も取り入れながら工夫を講じていきます。

特に市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、専門家、ボランティア、地域団体や市民活動団体等と連携しながら時機を逸さない情報発信に努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 「資源とごみの分け方・出し方」、「ワケルネット」、アプリなどによる周知・啓発
- 「市政だより」や市ホームページ、SNSの活用などによる情報発信
- 家庭ごみ*集積所や町内会等掲示板への啓発ポスター等掲示による周知・啓発
- 民間事業者等との連携やリサイクルプラザの活用によるリユース・リサイクル情報の発信
- エコフェスタ*等の啓発イベントの開催
- 災害時等における迅速で的確な情報発信

コラム9 ワケルくんファミリー

“ワケルくん”は、平成14年度(2002年度)の100万人のごみ減量大作戦キャンペーンにあわせて、「キッチンと分けていますか?」とごみ分別を促進するキャラクターとして登場しました。その後、「ほとんどの紙分けられます」と呼びかける妹の“ワケミちゃん”や「マイバックお持ちですか?」とレジ袋削減を推進する祖母の“トメさん”が登場。そのほか、「ワケルだけじゃないんです」とものを大切にするリデュース、リユース、リサイクルの3R*を呼びかけるワケルくんのパートナーの“セツコさん”や、“ワケ猫ちゃん”、“ワケタロウ”が登場。

ワケルくんファミリーは、本市のごみ減量・リサイクルキャンペーンの『顔』として重要な役割を担っています。今後の活躍に乞うご期待!



3-2 環境教育の推進 **重点**

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みが、なぜ持続可能な社会づくりのために必要なのかといったことや、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減など、我々が直面している廃棄物をめぐる課題について学ぶことができる環境の整備を進めます。

特に、小中学生自らが実践者となるとともに、家族も学べるような啓発ツールや学習の充実を図ります。

また、地域の担い手として活躍が期待される中高年層への啓発に取り組むなど、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりに努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 年齢や関心等、対象に合致する効果的な啓発の実施
- 地域向け出前講座*の実施
- 環境施設見学会の実施（ワケルくんバスの運行）
- 周知啓発用の動画コンテンツや展示物などの更新
- 環境学習・啓発拠点の整備の検討

3-3 外国人や若年層への周知・啓発

本市には留学生をはじめ1万7千人を超える外国人が居住しているほか、年間6万人を超える市外からの転入者がいるという特色があります。

ごみの分別・排出になじみの薄い外国人住民もいることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層はごみ減量・3R*に関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、広報物の多言語化や動画コンテンツなどの活用、大学や専門学校、日本語学校等と連携した周知・啓発により、本市における分別方法やごみ減量・リサイクル推進の取り組みを効果的に伝え、誰もが安心して正しいごみの分別・排出ができる環境づくりを推進します。

実施・検討すべき取り組み

- 大学や専門学校、日本語学校等と連携した排出ルール等の周知・啓発
- 多言語の動画コンテンツやアプリ等を活用した広報の展開
- 外国人住民の交流の場等における周知・啓発の検討
- 進学、留学、単身赴任等による短期居住者への効果的な周知・啓発

3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携

地域でごみ減量・リサイクルや環境美化の推進に取り組むリーダーであるクリーン仙台推進員・クリーンメイト*は、市民協働によりごみの減量とリサイクルの推進を進めてきた貴重な人材であり、本市の強みです。

クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携を図り、その活動を支援するほか、ごみ減量・リサイクル推進に関する情報発信を行うなど、それぞれの地域の実情を踏まえ、取り組みが進むよう努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 研修会・活動報告会の実施によるクリーン仙台推進員等の活動支援
- 「仙台メビウス通信」、「活動の手引き」等の刊行による情報共有
- 永年勤続表彰（10年以上継続のクリーン仙台推進員対象）

施策4 社会環境の変化への対応

高齢化等を背景として、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯が増加していることが懸念されるほか、地域コミュニティによる家庭ごみ*集積所の管理が困難になるなど、様々な問題が顕在化しつつあります。

また、本市では単身世帯の割合が増加しており、中食²によるプラスチック製容器包装の排出増が見込まれるほか、生活様式の変化等により、ごみの排出についても様々な影響が及ぶことも考えられます。

こうした地域で生じている課題や、社会状況の変化を把握したうえで、コミュニティの維持や課題解決に向け、支援の実施や制度見直しなど必要な対策に取り組みます。

4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み

高齢や障害などによりごみ出しが困難な世帯の負担軽減を図るため、支援活動を行っている地域団体に対して奨励金を交付します。

また、生活様式の変化を的確に捉えたうえで、啓発をはじめとする社会状況の変化に応じた取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域ごみ出し支援活動促進事業の実施
- 家庭ごみ指定袋の配布によるごみ処理手数料の減免（紙おむつ支給対象者等）
- 生活様式の変化を踏まえたごみ減量・リサイクル推進事業の実施・検討

4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

クリーン仙台推進員・クリーンメイト*や町内会等の地域団体と連携し、地域の課題や特性を把握したうえでごみ減量・リサイクルを進めるほか、ごみの適正排出やごみ集積所の維持・管理など、個別具体的な課題の解決に向けた活動を支援します。

また、それぞれの地域における様々な活動や先導的な取り組みについて、市民・事業者に効果的に伝わるよう広報・啓発に努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動の支援
- 地域で活動する団体との連携・地域内交流の活性化による人材育成
- 地域における様々な活動を、市民・事業者の効果的に伝えるための仕組みづくり
- 市民・事業者と連携したごみの適正排出指導の実施
- 地域コミュニティを活用した集団資源回収*の促進
- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設

2 中食（なかしょく）とは、外食と家庭での料理の中間にあり、惣菜や弁当などを買って帰り、家で食べること、あるいはその食品のこと。

施策5 環境美化の推進

これまで本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づくポイ捨て防止や地域清掃等の環境美化について、市民・事業者・市が連携・協力して活動する「仙台まち美化ネットワーク*」や、ごみ減量・リサイクルに取り組む地域リーダーであるクリーン仙台推進員・クリーンメイト*との協働により取り組みを進めてきました。

こうした本市の強みを活かし、市民・事業者との連携を深めながら、引き続きポイ捨てや不法投棄*をしない人づくり・させない環境づくりを推進します。

5-1 環境美化の推進

ごみの散乱は“杜の都仙台”の景観を損ねるだけでなく、自然環境に及ぼす影響も危惧されています。世界的な問題になっているプラスチックごみによる海洋汚染についても、陸上で発生したプラスチックごみが河川を通じて海域に流出することが一つの原因となっており、清潔で快適なまちづくりを推進することが重要です。

ごみの散乱のない快適なまちを目指し、市民・事業者・市の協働により全市を挙げた環境美化の推進に取り組めます。

実施・検討すべき取り組み

- アレマ・アクションプラン*の実践（アレマキャンペーンの展開）
- 仙台まち美化サポート・プログラム*の実施
- 公衆衛生に係る環境関係功労者等表彰の実施

5-2 地域清掃や集積所管理の推進

毎年、全市的な環境美化活動として実施している「アレマキャンペーン」のみならず、日常的に地域で実施しているボランティア清掃や地域清掃など、それぞれの地域における取り組みも重要です。

また、ごみ集積所の排出マナーの悪さはごみの散乱を招き、ポイ捨てや不法投棄の懸念があることから、市民一人ひとりの排出マナーが向上するよう、地域での清潔保持や意識向上につながる啓発を進めていきます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域清掃等に対する支援（地域清掃ごみ袋の配布、清掃用具の貸与等）
- 家庭ごみ*集積所排出実態調査のあり方の検討（クリーン仙台推進員との協働）
- 家庭ごみ集積所周辺清掃用ごみ袋・飛散防止ネットの配布
- 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」（表彰制度）のあり方の検討
- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設（再掲）

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

市民や事業者が日々安心して生活や事業活動を行うためには、ごみを安全で安定的に処理する体制を構築し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることが重要です。

老朽化が見込まれる施設については、ごみ量の見込みやごみ質の変化の予測を踏まえたうえで、温室効果ガス*の削減効果や経済性等を総合的に勘案し、改良や更新等を検討・実施することにより、適正な処理体制を確保します。

また、これまでの東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする様々な災害等の経験を踏まえ、外部からの支援が得難い場合においても安定した収集体制や処理施設の稼働を維持するなど、災害に強い体制づくりを進めます。

施策6 ごみの適正処理体制の確立

処理施設について、災害時の廃棄物の迅速な処理や他自治体への処理支援等を考慮しながらあり方を整理し、既存施設の長寿命化を図りつつ、計画的に整備を進めます。

収集運搬について、今後の社会経済状況の変化に対応しつつ、将来にわたり継続性が確保される体制の構築に向け、災害時等のバックアップ体制のあり方も含め検討していきます。

また、家庭ごみ*等有料化の効果及び課題等の検証を行うとともに、費用負担の適正化を考慮したごみ処理手数料について検討を行います。

さらに脱炭素社会*の実現に向け、廃棄物由来のエネルギーの活用や、廃棄物の処理過程で発生する温室効果ガス排出量の定量評価を行うほか、収集運搬の効率化などに取り組みます。

6-1 処理施設の整備計画

長期的な施設整備計画を策定し、ごみ処理施設の計画的な整備のほか、改修・維持管理に努めます。

既存施設の整備にあたっては、性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、基幹的設備の改良の際には、省エネルギー化や高効率なエネルギー回収設備の導入を検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 処理施設の強靱化を考慮した将来的な整備計画の策定
- 今泉工場建替事業の推進
- 石積埋立処分場の維持・管理（第2期整備第2区画拡張工事の計画）
- ペット斎場建替事業の検討

6-2 効率的な収集運搬体制の構築

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や市民・事業者のニーズの変化を踏まえ、将来にわたって安定的な収集運搬の継続について、あり方を検討していきます。

また、生活ごみ*について、ごみ量の予測や処理施設の整備状況に応じた収集方法や運搬ルート効率化を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 将来のごみ収集運搬体制のあり方についての検討
- 生活ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証
- 災害時等のバックアップ体制の検討

6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討

家庭ごみ*等有料化導入から17年経過していることを踏まえ、これまでの取り組みの効果について評価・検証を行ったところ、ごみ減量は順調に推移していることから、家庭ごみ等の処理手数料は維持することが妥当と考えます。

一方で、処理原価*を根拠とする事業ごみ*処理手数料等については、受益者負担の適正化の観点等から、見直しについて検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 処理原価等を踏まえた手数料の見直しの検討
- 家庭ごみ等指定袋のサイズの見直しの検討
- 資源化促進に向けた市民・事業者にとってインセンティブが働く仕組みづくりの検討

6-4 脱炭素社会に向けた取り組み

収集運搬、処理施設及び最終処分*における温室効果ガス*排出量の削減に努めるとともに、廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の算出と評価を行います。

また、焼却施設で得られる余剰電力の売却など、廃棄物由来のエネルギーの活用を推進するとともに、今泉工場の建て替えにあたっては、排ガスからの二酸化炭素分離回収の将来的な追加導入の可能性を見据えた設計に取り組みます。加えて、粗大ごみ*処理施設におけるフロン含有機器の適正処理を推進します。

実施・検討すべき取り組み

- ごみ収集運搬車両の低公害化の推進
- 焼却施設における余熱利用・電力利用の推進（余剰電力の売却など）
- 焼却施設での電気自動車（EV）への電力供給設備の導入
- 今泉工場の建て替えにおける二酸化炭素分離回収の将来的な追加導入の可能性を見据えた設計
- 粗大ごみ処理施設における家庭用除湿器等フロン含有機器の適正処理の推進
- ごみ処理施設等への再生可能エネルギーの導入推進

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

地震や台風・大雨等の災害時に、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、「仙台市災害廃棄物処理計画」に基づき具体的手順を定めるマニュアルの見直しや関係団体との連携強化を図るなど、災害発生への備えを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、広域支援が得難い状況においても非常事態に対応できる処理体制の確立に向け取り組みを進めます。

7-1 仙台市災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備

地震や台風・大雨等の自然災害の発生により生じる膨大な災害廃棄物処理について、可能な限り市域内で処理することを前提とし、別途定める「仙台市災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、災害廃棄物処理マニュアルの適宜見直しを図るとともに、廃棄物処理業者や建設業者等との協定の締結や災害発生時に備えた対策の検討を進めるなど、災害に備えた体制の整備に取り組みます。

実施・検討すべき取り組み

- 災害廃棄物処理マニュアルの見直し
- 関係団体との災害協力に関する協定の締結と災害発生時に備えた対策の検討
- 災害廃棄物処理における人材育成（図上訓練等の実施）

7-2 広域的な災害廃棄物処理体制の構築

災害発生時には職員の被災市町村への派遣や、可能な範囲で市域外の災害廃棄物の受け入れを行うなど、東北の中核都市として他市町村への支援や広域処理にも取り組みます。

また、災害時に発生する膨大な災害廃棄物の広域処理が可能な処理量や処理能力を考慮したうえで、施設の更新や改修等の検討を進めます。

さらに、清掃工場ではごみ処理に伴い発生する焼却熱により発電が可能であることから、こうしたエネルギーを活用した防災拠点化についても検討を行います。

実施・検討すべき取り組み

- 東日本大震災の経験・教訓を活かした被災市町村への支援
- 防災拠点としての施設利用（清掃工場等）
- 災害廃棄物処理の広域処理体制の検討

7-3 感染症の蔓延時における自立的な処理体制の構築

感染症の蔓延時は、地域間の移動制限により他自治体支援が得難いことや、収集作業員やごみ処理施設の従事者の感染により事業停止等の可能性もあることから、事業者間でバックアップするなど安定的な処理体制を構築します。

実施・検討すべき取り組み

- 収集運搬に関わる事業者における感染防止対策の徹底及び事業継続計画の運用管理
- 事業者間のバックアップ体制の構築
- 処理施設内における感染防止対策及び事業継続計画の運用

私たち一人ひとりにできること

家庭や職場でのごみ減量・リサイクルの推進、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取り組み

ご家庭では…

1人1日当たりの家庭ごみ排出量400gを達成するためには、次のようなライフスタイルを定着させることが重要です。

家庭ごみを減らす取り組み例

- 雑がみの分別を徹底します



雑がみを分別すると **-55g** ↓

- 生ごみは十分に水きりをします



水きりの徹底で **-20g** ↓

- 冷蔵庫の整理整頓により、無駄な食材は購入しません



手付かず食品がなくなると **-10g** ↓

- 着なくなった服は、集団資源回収や資源回収庫へ出します



古着をリユースすると **-15g** ↓

※重さは目安です。令和6年度の家庭ごみに含まれる生ごみや雑紙などの割合から算出しています。

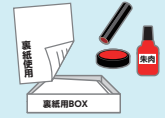
職場では…

事業ごみは、その業種や業態により発生するごみが多種多様です。それぞれに工夫してごみ減量に努めていくことが重要です。

事業ごみを減らす取り組み例

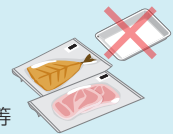
■ 事務所の場合

- ペーパーレス化、裏紙の使用により紙の使用量を削減
- 事務用品は充填式のものを使用



■ 小売業の場合

- 過剰包装はせずに簡易包装を利用
- 買う側が必要な量や包装を選べる量り売り等による提供



■ 飲食業の場合

- 小盛メニューの提供、食べ残しの持ち帰りの推奨
- 材料の仕入れは、通い箱を使用し、発泡スチロールや段ボールは再利用



■ ホテル・旅館の場合

- アメニティの簡素化
- 宴会メニューを工夫し、食べ残しの少ない食事を提供
- 客室やフロントに、複数のごみ箱を設置し、ごみの分別を促進

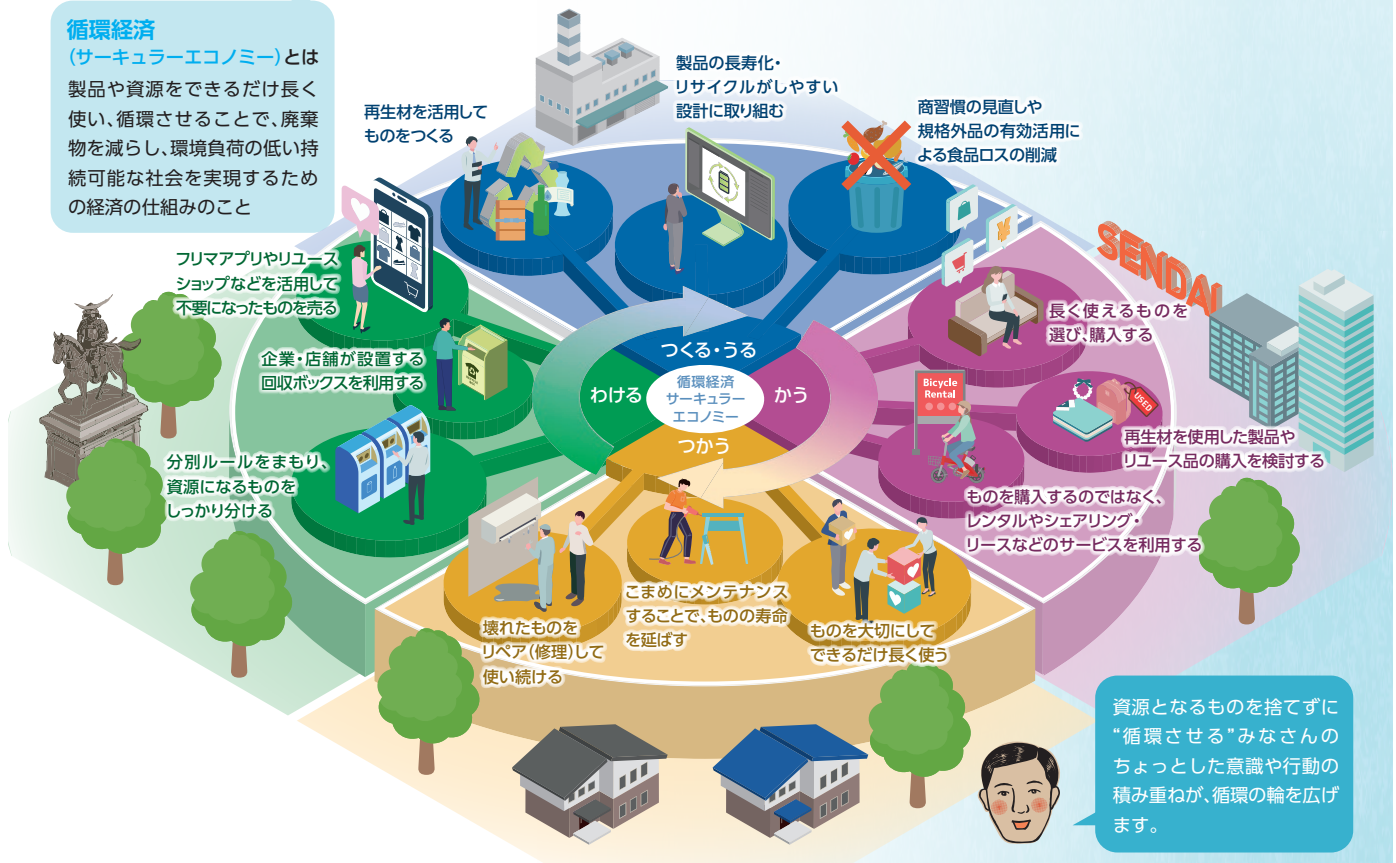


さらに、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取り組みとして

—資源を可能な限り循環させ、ごみを極力出さないための取り組み例—

循環経済

(サーキュラーエコノミー)とは製品や資源をできるだけ長く使い、循環させることで、廃棄物を減らし、環境負荷の低い持続可能な社会を実現するための経済の仕組みのこと



資源となるものを捨てずに“循環させる”みなさんのちょっとした意識や行動の積み重ねが、循環の輪を広げます。

第4章 生活排水処理に関する事項

1. 処理の方向性

生活排水*の処理については、平成12年度(2000年度)に策定した「仙台市下水道基本計画」及び平成15年度(2003年度)に見直しを図った「仙台市汚水処理適正化構想」に基づき、公共下水道*、地域下水道*、農業集落排水施設*及び合併処理浄化槽*のそれぞれの特性や経済性等を考慮のうえ、地域特性にあった施設整備を市内全域で計画的に進めてきたところです。その結果、平成21年(2009年)に汚水処理施設整備は概成し、令和6年度(2024年度)の汚水処理人口普及率³は99.8%に達しています。

また、令和7年度(2025年度)には下水道事業の進むべき方向性と施策等を取りまとめた「仙台市下水道マスタープラン」の内容を見直し、新たなプランを策定しました。今後も「仙台市下水道マスタープラン」に基づき、生活排水の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。また、生活排水処理施設で発生した汚泥やし尿・浄化槽汚泥の有効活用を推進するなど、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。

2. し尿・浄化槽汚泥処理量の実績・見通し

し尿・浄化槽汚泥の収集量の実績・見通しは、以下のとおりです。

(単位：キロリットル)

	令和3年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和12年度	
	収集量	収集量	収集量	収集量	令和3年度比
し尿・浄化槽汚泥	22,532	21,726	20,700	19,200	▲3,300 ▲14.8%
し尿	10,796	9,602	9,500	8,000	▲2,800 ▲25.9%
浄化槽汚泥	11,736	12,124	11,200	11,200	▲500 ▲4.6%

3. 実施・検討すべき施策

し尿くみ取り等の収集量に応じた効率的な処理体制を構築し、し尿処理施設において脱水処理した分離液は、下水道終末処理場*にて再処理後に公共用水域に放流し、発生した脱水汚泥は、堆肥化等による有効利用を推進します。

また、下水道終末処理場における消化ガス発電*事業の供用開始後においては、し尿・浄化槽汚泥を下水道終末処理場に圧送し、バイオガス発電のエネルギー源として有効活用を図りつつ処理の効率化を推進します。

3 行政人口に対する公共下水道、地域下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による処理区域内人口の割合。

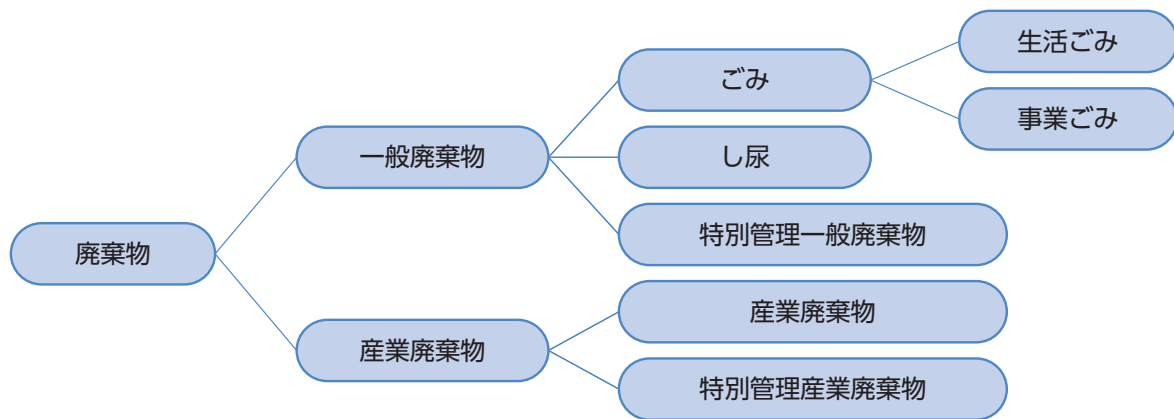
附属資料

○ ごみ・し尿等処理体制

1. 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条に定めるもので、「一般廃棄物*」と「産業廃棄物*」に区分されます。

産業廃棄物以外はすべて一般廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類され、本市では、「ごみ」について、家庭の日常生活に伴って生じたすべての廃棄物を「生活ごみ*」、事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物を「事業ごみ*」と分類しています。



2. 生活ごみの収集運搬体制

(1) 定日収集生活ごみ

定日に収集する生活ごみのことで、ごみ集積所から収集する「ステーション収集」が4区分、事前申込による「戸別収集」が2区分となっています。

分別区分	収集主体	収集頻度	排出方法		排出場所
<u>家庭ごみ*</u>	委託	週2回	指定袋	有料	ステーション収集
プラスチック資源	委託	週1回	指定袋		
缶・びん・ペットボトル、 廃乾電池類	委託	週1回	回収容器	無料	
紙類	委託	月2回	種類別に結束		
<u>粗大ごみ*</u>	委託	概ね2週に1回	事前申込制	有料	戸別収集
<u>剪定枝*</u>	委託	概ね2週に1回	事前申込制	無料	

(2) 資源物の拠点回収と集団資源回収

家庭から排出される資源物について、子ども会や町内会等が実施する集団資源回収^{*}や、区役所等における拠点回収等による分別徹底を推進しています。

対象資源物	回収品目	回収場所
紙類	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・ <u>雑がみ</u> [*]	区役所・市民センター等
布類	古布、古着	区役所・市民センター等
廃食用油	植物油のみ	みやぎ生協（一部店舗）
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ACアダプタ等	区役所・スーパー等

なお、集団資源回収による回収品目は、古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ)、布類(古布、古着)、アルミ缶、リターナブルびんを対象としています。

3. 事業ごみの収集運搬体制

市の施設で処理する事業ごみ^{*}は、排出事業者が一般廃棄物^{*}収集運搬業許可業者に収集運搬を委託、又は自己搬入により適正に処理しなければなりません。

分別区分		収集主体	収集方法
可燃ごみ		許可業者 又は 自己搬入	許可業者（担当地域及び排出事業者限定）が定める指定袋又は従量制等による収集、又は自己搬入
不燃ごみ			
資源物	缶・びん・ペットボトル 生ごみ等 ⁴		
<u>粗大ごみ</u> [*]			

民間のリサイクル施設の利用等により、リサイクル可能な資源物の分別及びリサイクルを推進します。

分別区分	対象品目	収集主体	搬入先
古紙類	新聞、段ボール、雑誌・カタログ等、雑がみ、OA紙、シュレツダー紙	許可業者 又は 自己搬入	事業系紙類回収庫 ⁵ 古紙問屋
木くず	廃木材、伐採木、 <u>剪定枝</u> [*] 、木製家具等		許可業者の施設
食品廃棄物	食品残渣等		許可業者の施設

4 市立学校給食残渣、公共街路樹等剪定枝。

5 青葉環境事業所、宮城野環境事業所、若林環境事業所、泉環境事業所にて無料で受け入れ。

4. し尿等の収集運搬体制

市の施設で処理するし尿及び浄化槽汚泥は、月1回(定日)又は事前申込制(随時)により有料で戸別収集しています。

種類	収集主体	収集頻度	排出方法
し尿	委託又は 許可業者(仮設便所等)	月1回(定日) 又は随時	戸別収集(中継施設へ搬入後、 処理施設へ運搬)
浄化槽汚泥	委託又は 許可業者	随時	戸別収集(直接処理施設へ搬入)

5. 排出禁止物

以下の廃棄物について、排出及び本市処理施設への搬入を禁止しています。

区 分	品 目 の 例 示
毒性を有するもの	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ、消火器、鉛蓄電池、火薬等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
火気のあるもの	燃え殻等で火気が残っているもの等
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等 ⁶
その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの	ピアノ、排気量50ccを超えるオートバイ、タイヤ、大型金庫等
他の法律でリサイクルが義務付けられているもの ⁷	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物、自動車リサイクル法に定める自動車、重量が1kgを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)

6 南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く。

7 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が1kgを超えるパーソナルコンピュータについては、破損、汚損等により再商品化できないものを除く。

6. ごみ処理手数料

(1) 家庭ごみ及びプラスチック資源

平成20年(2008年)10月からごみの発生抑制と資源物の分別徹底を目的に、有料指定袋による受益者負担制度を導入しています。

区分	サイズ	容量	手数料の額	販売価格 ⁸
家庭ごみ*	大	45リットル	40円/枚	400円
	中	30リットル	27円/枚	270円
	小	20リットル	18円/枚	180円
	特小	10リットル	9円/枚	90円
プラスチック資源	大	45リットル	25円/枚	250円
	中	30リットル	16円/枚	160円
	小	15リットル	8円/枚	80円

(2) 粗大ごみ

平成13年(2001年)4月から有料による戸別収集を行っています。排出にあたっては、粗大ごみ*受付センター(コールセンター)への事前申し込みが必要です。

区分	手数料の額	手数料納付券	主な品目
粗大ごみ	400円	400円券	ガステーブル、自転車、テレビ台 ⁹ など
	800円	400円券×2枚	調理台、ソファ ¹⁰ 、電子レンジなど
	1,200円	400円券×3枚	机 ¹¹ 、流し台、ベッド ¹² 、浴槽など
	1,600円	400円券×4枚	電子ピアノ、卓球台など
	3,000円	3,000円券	スプリングマットレス(台込み)

(3) 臨時ごみ

引っ越しや大掃除などで、一度に多量のごみを処理する場合は、有料による戸別収集を行っています。排出にあたっては、環境事業所又は許可業者への事前申し込みが必要です。

区分	手数料の額
収集手数料	1回につき 1,000円
粗大ごみ品目別料金	(2) 粗大ごみ手数料の額
その他のごみの料金	10kg毎に 260円

8 10枚1組で販売(消費税込み)。

9 高さ、幅及び奥行の合計が1.5m未満の場合。1.5m以上は800円(400円券×2枚)。

10 1人掛けの場合。2人掛け以上は1,200円(400円券×3枚)。

11 両袖机以外の場合。両袖机は1,600円(400円券×4枚)。

12 シングルの場合。ダブル・二段・介護用は1,600円(400円券×4枚)。いずれもスプリングマットレスは除く。

(4) 自己搬入

清掃工場等に自ら持ち込んで処理する場合は、従量制により有料で受け入れています。
現行の手数料額は、平成30年(2018年)4月から施行されています。

区分	持ち込み先	手数料の額
家庭ごみ* 粗大ごみ* 事業ごみ* (可燃、粗大ごみ)	今泉工場・葛岡工場・松森工場 (ただし、松森工場は、粗大ごみの持ち込み不可。)	100kgまで1,500円 100kg超10kg毎に150円
ブロック・れんが・ガラスなど 事業ごみ (不燃)	石積埋立処分場	
缶・びん・ペットボトル 事業ごみ (缶・びん等)	葛岡資源化センター 松森資源化センター	100kg毎に300円

7. し尿処理手数料

し尿の収集運搬及び処分に係る手数料は、一般家庭のし尿(くみ取り式水洗し尿を除く)で月1回(定日)に収集する定額制と、定額制以外のし尿(くみ取り式水洗し尿・臨時等)で月1回(定日)又は随時に収集する従量制になります。

区分	単位	手数料の額
し尿	定額制：1人月額	160円
	従量制：90リットル又はその端数毎	320円

○ ごみ・し尿等処理関連施設一覧

本市が設置するごみ・し尿等の処理関連施設は次のとおりです。

(1) 焼却施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉工場 (昭和60年12月)	若林区今泉字上新田103	600トン/24h 全連続燃焼式ストーカ・ロータリーキルン炉(200トン/24h×3炉)
葛岡工場 (平成7年8月)	青葉区郷六字葛岡57-1	600トン/24h 全連続燃焼式ストーカ炉(300トン/24h×2炉)
松森工場 (平成17年8月)	泉区松森字城前135	600トン/24h 全連続燃焼式ストーカ炉(200トン/24h×3炉)
ペット斎場 (平成4年3月)	泉区松森字阿比古7-1 松森資源化センター敷地内	265kg/h(175kg/h×1炉、60kg/h×1炉、30kg/h×1炉)

※3工場とも自家発電設備を有し、場内に給電しているため、全炉が停止しない限り、外部給電が途絶えても稼働の継続が可能

(2) 粗大ごみ処理施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉粗大ごみ*処理施設 (昭和61年7月)	若林区今泉字上新田103 今泉工場敷地内	120トン/5h せん断式(45トン/5h×2基)、回転式(30トン/5h×1基)
葛岡粗大ごみ処理施設 (平成7年8月)	青葉区郷六字葛岡57-1 葛岡工場敷地内	140トン/5h せん断式(35トン/5h×2基)、回転式(70トン/5h×1基)

※焼却施設から電気供給を受けており、焼却施設が稼働していれば、外部給電が途絶えても稼働の継続が可能

(3) 資源化施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
葛岡資源化センター (平成7年8月)	青葉区郷六字葛岡57-1 葛岡工場敷地内	70トン/5h 手選別・機械選別 (35トン/5h×2系列)
松森資源化センター (平成4年8月)	泉区松森字阿比古7-1	70トン/5h 手選別・機械選別 (35トン/5h×2系列)

(4) 最終処分場

施設名称 (埋立期間)	所在地 (敷地面積)	埋立面積	埋立容積
石積埋立処分場 (昭和61年4月～)	富谷市石積堀田26 (801,718㎡)	348,400㎡	6,412,000㎡

(5) リサイクル推進啓発施設

施設名称 (開設年月)	所在地	施設内容
葛岡リサイクルプラザ (平成7年9月)	青葉区郷六字葛岡57-1 葛岡工場敷地内	展示学習室、リサイクル工房等
今泉リサイクルプラザ (平成13年4月)	若林区今泉字上新田103 今泉工場敷地内	展示室、リサイクル工房等

(6) 貯留槽施設（し尿中継施設）

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉貯留槽 (平成元年3月)	若林区今泉字上新田 103	800kℓ
松森貯留槽 (平成2年3月)	泉区松森字阿比古 7-1	200kℓ
秋保貯留槽 (昭和53年10月)	太白区秋保町湯元字青木 28	200kℓ
三居沢貯留槽 ¹³ (昭和47年11月)	青葉区荒巻字三居沢 1-11	300kℓ

(7) し尿等処理施設

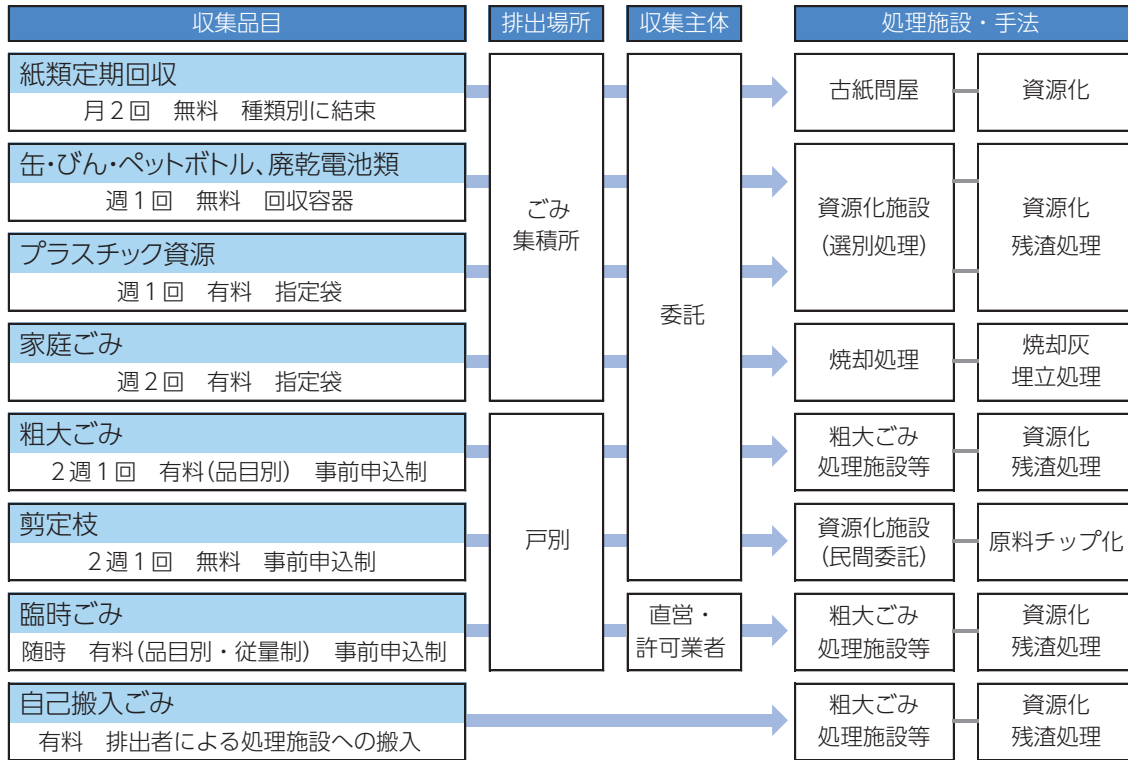
施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
南蒲生環境センター (平成2年4月 ¹⁴)	宮城野区蒲生字八郎兵工谷地第二	160kℓ/7h 脱水処理方式 (分離液は下水道処理施設にて処理)

13 休止施設(平成21年度より休止、災害時の貯留槽として活用)。

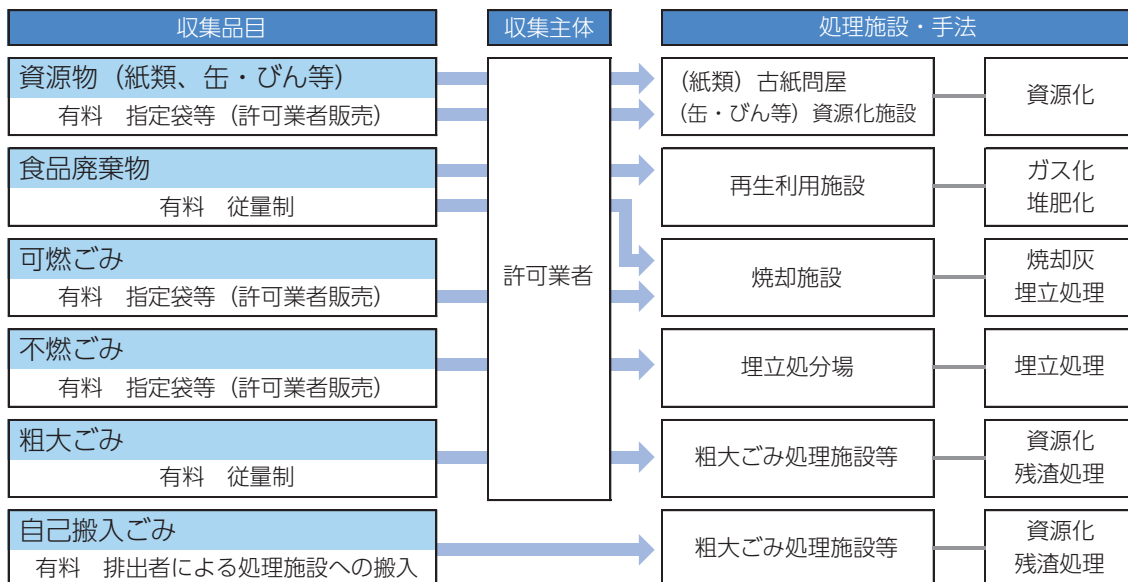
14 平成13年3月改造。

○ ごみ・し尿等の処理の流れ

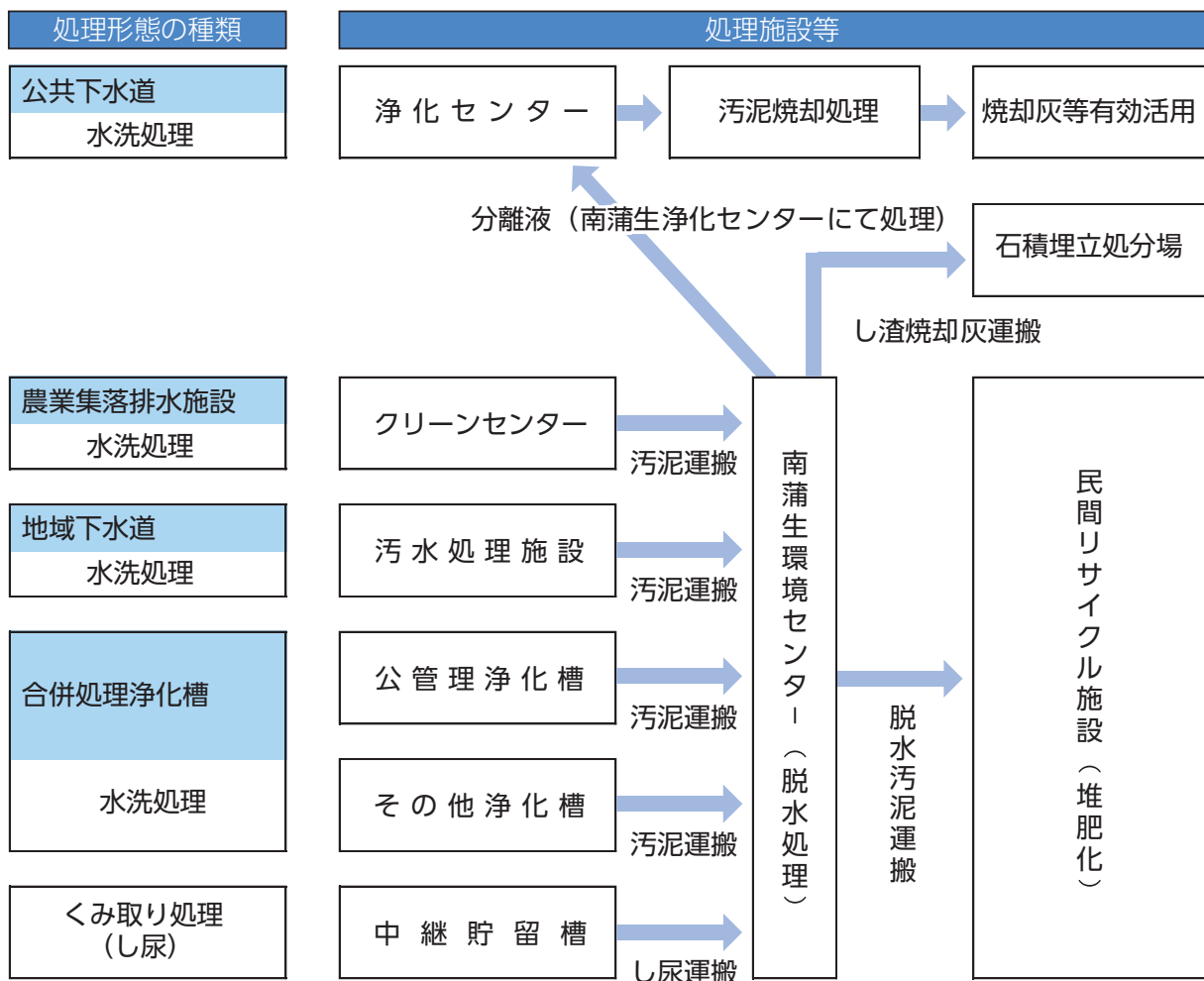
【生活ごみの処理の流れ】



【事業ごみの処理の流れ】



【生活排水の処理の流れ】



○ ごみ処理等の実績 <令和元年度(2019年度)～令和6年度(2024年度)>

1. ごみ総量等の推移

(1) ごみ総量等

(単位：トン)

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
10月1日推計人口(人)	1,090,263	1,097,196	1,097,237	1,099,239	1,097,814	1,096,168
ごみ総量 ①(②+③)	373,373	363,336	361,199	358,583	342,301	335,867
1人1日当たり(g/日・人)	936	907	902	894	852	839
生活ごみ量 ②	234,235	240,647	238,107	232,645	220,998	216,337
1人1日当たり(g/日・人)	587	601	595	580	550	541
家庭ごみ量	184,794	188,759	186,169	181,921	170,526	166,754
1人1日当たり(g/日・人)	463	471	465	453	424	417
缶・びん・ペットボトル等	20,621	21,906	21,914	21,581	21,084	20,732
プラスチック資源	12,616	13,181	13,162	12,860	14,261	13,932
紙類定期回収	11,347	11,842	11,806	11,403	10,783	10,589
粗大ごみ	3,106	3,571	3,657	3,644	3,258	3,225
臨時ごみ等	1,557	1,229	1,170	1,056	940	942
剪定枝(平成30(2018)年度～)	194	159	229	180	146	163
事業ごみ量 ③	139,138	122,689	123,092	125,938	121,303	119,530
1人1日当たり(g/日・人)	349	306	307	314	302	299
可燃ごみ	107,366	90,111	91,716	94,075	92,757	91,739
不燃ごみ	1,879	1,801	1,723	1,554	1,359	1,239
資源ごみ	3,587	2,994	3,246	3,331	2,369	2,394
粗大ごみ	26,306	27,783	26,407	26,978	24,818	24,158

(2) リサイクル量・リサイクル率等

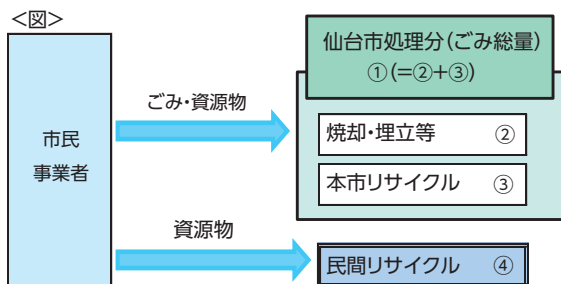
(単位：トン)

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
ごみ総量 ①	373,373	363,336	361,199	358,583	342,301	335,867
本市リサイクル量 ②	43,517	44,794	44,899	43,781	42,715	41,705
缶・びん・ペットボトル等	16,668	16,840	16,914	16,734	16,483	16,037
プラスチック資源	12,164	12,716	12,661	12,324	13,469	13,111
紙類定期回収	11,347	11,842	11,806	11,403	10,783	10,589
堆肥化センター	851	946	1,129	1,072	0	0
粗大ごみ処理鉄類回収等	2,487	2,450	2,389	2,248	1,980	1,968
民間リサイクル量 ③	87,731	74,814	75,091	71,332	68,388	71,306
集団資源回収等	28,936	25,999	25,234	23,905	23,583	21,375
養豚飼料回収	1,285	355	194	198	198	0
事業用大規模建築物等	41,073	31,918	33,801	31,080	27,584	31,386
事業系紙類	13,620	12,999	11,960	12,281	10,785	11,443
剪定枝等チップ化	2,451	1,664	1,826	1,571	1,540	1,769
生ごみ堆肥化	366	1,879	2,076	2,297	4,698	5,333
リサイクル総量 ②+③	131,248	119,608	119,990	115,113	111,103	113,011
総排出量 ①+③	461,104	438,150	436,290	429,915	410,689	407,173
リサイクル率※	28.5%	27.3%	27.5%	26.8%	27.1%	27.8%
焼却処理量	326,017	314,499	312,684	311,392	296,380	291,177
家庭ごみ	184,794	188,759	186,169	181,921	170,526	166,754
事業ごみ(可燃)	107,366	90,111	91,716	94,075	92,757	91,739
粗大ごみ処理後 可燃残さ	28,241	29,681	28,693	29,160	26,660	26,040
資源ごみ処理後 可燃残さ	5,396	5,786	5,952	6,065	6,245	6,429
地域清掃ごみ等	220	162	154	171	192	215
埋立処分量	51,662	49,993	47,379	48,637	43,341	42,444
直接埋立	1,933	1,861	1,787	1,607	1,405	1,282
破碎残さ	179	410	163	251	307	243
資源残さ	1,745	1,793	1,666	1,577	1,522	1,481
焼却灰	47,805	45,929	43,763	45,202	40,107	39,438

※リサイクル率の算出方法

<算定式>

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル総量【③+④】}}{\text{総排出量【①+④】}} \times 100$$



2. 個別施策の実績等

(1) 環境施設見学バスの運行状況

対象者数		令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
団体貸付	件数(件)	89	8	11	31	53	57
	見学者数(人)	2,407	119	196	602	1,100	1,320
一般公募企画	件数(件)	9	0	0	0	2	8
	見学者数(人)	187	0	0	0	49	144
合計	件数(件)	98	8	11	31	55	65
	見学者数(人)	2,594	119	196	602	1,149	1,464

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、乗車人数及び見学施設を制限して運行

(2) リサイクルプラザ利用状況

入館者数	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
葛岡リサイクルプラザ(人)	55,690	39,802	38,914	45,917	55,333	50,314
今泉リサイクルプラザ(人)	17,321	11,586	11,093	15,330	14,563	11,729
合計(人)	73,011	51,388	50,007	61,247	69,896	62,043

※1 令和2年3月から5月まで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部利用休止
 ※2 令和4年3月16日に発生した地震の影響により令和4年3月から4月まで一部利用休止

(3) クリーン仙台推進員等の委嘱状況

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
クリーン仙台推進員(人)	2,484	2,494	2,497	2,418	2,438	2,297
クリーンメイト(人)	1,699	1,782	1,706	1,533	1,424	1,320

(4) 生ごみ堆肥化容器購入費補助状況

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
購入世帯数(世帯)	1基	75	86	91	75	60
	2基	32	43	47	44	19
	合計	107	129	130	138	119
補助基数(基)	139	172	174	185	163	98

(5) 電気式生ごみ処理機購入費補助状況

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
補助台数(台)	196	312	392	292	454	379

(6) 乾燥生ごみ回収実績

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
各区野菜市 (kg)	1,092	1,028	548	569	506	582
各環境事業所 (kg)	568	526	672	436	487	438
各市民センター (kg)	3,354	3,362	3,359	1,306	1,186	1,081
家庭ごみ減量課 (kg)	56	80	75	57	33	38
合計 (kg)	5,070	4,996	4,654	2,368	2,212	2,139

(7) ごみ焼却施設における発電状況等の推移

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
発電量 合計 (kWh)	132,008,600	129,532,040	123,055,970	122,643,340	112,238,930	111,020,450
場内消費量 (kWh)	50,431,271	48,567,793	48,829,421	46,949,108	47,023,269	43,664,558
他施設供給量 (kWh)	5,792,070	5,484,270	5,839,510	5,952,920	5,544,020	5,405,550
売却電力量 (kWh)	75,785,259	75,479,977	68,387,039	69,741,312	59,671,641	61,950,342
売電収入額 (円)	1,000,645,393	988,694,971	731,054,055	1,044,686,169	1,128,250,382	1,008,233,173

(8) ごみ集積所の設置件数

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
帰属 (市所有)	2,909	2,937	3,114	3,128	3,196	3,237
共同住宅	9,846	10,277	10,450	10,855	11,548	12,058
うちコンテナボックス設置	(201)	(212)	(161)	(160)	(156)	(156)
空き地	3,277	3,283	3,502	3,508	3,186	3,195
公園	26	26	66	65	64	64
道路上	4,710	4,740	4,405	4,418	4,457	4,461
歩道上	1,617	1,611	1,655	1,625	1,616	1,603
合計	22,385	22,874	23,192	23,599	24,067	24,618

(9) ごみ処理費用の推移

(単位：千円)

	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
ごみ収集	2,473,746	2,500,223	2,441,299	2,818,376	2,869,609	2,775,868
ごみ処分	8,345,882	9,358,541	9,264,805	9,592,976	9,619,551	10,190,418
うち焼却	6,892,666	7,872,624	7,698,426	7,889,370	7,832,405	8,579,312
うち埋立	795,048	811,787	860,381	915,550	957,922	960,236
うち破碎	658,168	674,130	705,998	788,056	829,224	650,870
ごみ収集+ごみ処分 計	10,819,628	11,858,764	11,706,104	12,411,352	12,489,160	12,966,286
資源物収集	1,802,449	1,821,307	1,808,552	1,827,644	1,893,402	1,942,518
資源物処分	1,301,319	1,410,529	1,414,914	1,429,838	1,599,519	1,495,633
資源物収集+資源物処分 計	3,103,768	3,231,836	3,223,466	3,257,482	3,492,921	3,438,151
総計	13,923,396	15,090,600	14,929,570	15,668,834	15,982,081	16,404,437

○ 仙台市廃棄物対策審議会

1. 委員名簿 委員数 20 名 (五十音順 (正副会長を除く)、敬称略)

会 長	齋 藤 優 子	東北大学大学院環境科学研究科 教授
副会長	遠 藤 智 栄	地域社会デザイン・ラボ 代表
委 員	伊 藤 美 穂	仙台市小学校長会 仙台市立北六番丁小学校長
	猪 股 孝 之	仙台中央地区環境美化推進実行委員会 委員長
	大 原 敦 子	仙台商工会議所女性会 常任委員
	齋 藤 和 平	仙台市連合町内会長会 副会長
	阪 野 雅 之	仙台市社会学級研究会
	佐 藤 進 次	日本チェーンストア協会東北支部
	佐 藤 由 麻	仙台弁護士会 弁護士
	佐 藤 涉	(一社) 仙台建設業協会 常任理事
	志田原 美 保	東北大学大学院工学研究科 准教授
	高 橋 た く み	仙台市議会議員
	多 田 千 佳	東北大学大学院農学研究科 准教授
	中 島 尚 子 ★	環境省東北地方環境事務所長 (R7.8.31 まで)
	沼 沢 し ん や	仙台市議会議員
	沼 田 隆	宮城県再生資源商工組合 専務理事
	東 岡 礼 治	環境省東北地方環境事務所長
	福 島 康 裕	東北大学大学院環境科学研究科 教授
	北 條 俊 昌	東北工業大学工学部都市工学課程 准教授
	山 田 政 彦	(一社) 宮城県産業資源循環協会仙台支部 理事兼副支部長
	吉 田 美 緒	(公財) みやぎ・環境とくらし・ネットワーク

※ 計画の改定に係る諮問(令和7年6月6日)から答申(令和8年1月13日)までの期間に委嘱していた委員を記載

※ ★は改選等で退任した委員

2. 審議の経過

(1) 計画策定時の審議経過

開催年月日	議事内容
令和元年(2019年)7月18日 令和元年度 第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 「一般廃棄物処理基本計画」の改定について ● 一般廃棄物処理実態等調査について
令和元年(2019年)11月13日 令和元年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画(現行計画)の取り組み状況について ● 一般廃棄物処理実態等調査の実施状況について
令和2年(2020年)3月30日 令和元年度 第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理基本計画(現行計画)の評価について ● 一般廃棄物処理実態等調査の結果について ● 次期一般廃棄物処理基本計画(骨子案)について
令和2年(2020年)6月26日 令和2年度 第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期「仙台市一般廃棄物処理基本計画」について
令和2年(2020年)7月29日 令和2年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画中間案(案)について ● 市民意見の募集等について
令和2年(2020年)11月25日 令和2年度 第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間案に関する意見募集の実施結果について ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画答申(素案)について
令和3年(2021年)1月8日 令和2年度 第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画答申案について
令和3年(2021年)1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申

(2) 令和7年度(2025年度)計画改定時の審議経過

開催年月日	議事内容
令和7年(2025年)6月6日 令和7年度 第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画中間評価について ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの方向性について
令和7年(2025年)8月4日 令和7年度 第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画改定中間案(案)について
令和7年(2025年)12月24日 令和7年度 第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画改定中間案に関する意見募集の実施結果について ● 仙台市一般廃棄物処理基本計画答申(案)について
令和8年(2026年)1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申

○ 改定中間案に関する意見募集

【意見募集期間】 ● 令和7年9月29日(月)から同年10月31日(金)

【周知方法】 ● 市政だより、市ホームページ等への掲載

- 仙台市公式 LINE・環境局 Instagram による配信
- 市有施設への配架（各区役所・総合支所、市民センターなど 92 か所）
- 関係団体等に対する周知（環境団体、経済団体、町内会など 1,504 か所）
- せんだい Tube による音声付き概要説明資料の配信（総再生回数 516 回）
※令和7年10月31日時点
- 説明会の開催（参加者数計 29 名 ※オンライン参加も含む）
※「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定中間案とあわせて実施

【意見募集結果】 ● 意見提出件数 38 件（16 名） ※説明会における意見を含む

(参考) 仙台市廃棄物対策審議会関係法令等

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

昭和45年法律第137号

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (抜粋)

平成5年3月18日仙台市条例第5号

(廃棄物対策審議会)

第7条 次に掲げる事項を調査審議するため、仙台市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という)を置く。

- 一 法第5条の7第1項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項
- 二 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- 三 その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策について必要と認められる事項

2 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

○仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

平成5年3月31日仙台市規則第30号

(審議会の会長及び副会長の職務)

第4条 審議会の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の部会)

第6条 条例第7条第7項に規定する部会に部会長を置き、部会に属する委員（以下「部会員」という。）のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

4 部会の会議については、前条（第3項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局資源循環部資源循環企画課において行う。

(審議会の運営事項)

第8条 第4条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○仙台市廃棄物対策審議会運営要領（抜粋）

平成8年7月11日仙台市廃棄物対策審議会決定

（趣旨）

第1条 仙台市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）の会議及び審議会の部会の会議の運営は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年仙台市条例第5号）及び仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成5年仙台市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 会長は、審議会の会議を開催しようとするときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該会議の日時、開催場所及び当該会議において付議しようとする事項を記載した文書で、その開催の1月前までに委員に招集通知を発しなければならない。

（議事録）

第3条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 会議の議事の要点
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項

2 前項の議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名しなければならない。

（会議の公開）

第4条 審議会の会議は、公開でこれを行う。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる非公開示情報を取り扱う場合
- (2) 会議に出席している委員が全員一致で、会議を公開することにより、公正・中立な審議が阻害され会議の目的が達成されないと認める場合

2 公開した会議の議事録の写し及び会議資料は、市政情報センター及び区情報センターにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

○ 用語説明

【あ行】

アレマ・アクションプラン

「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づき、ごみの散乱防止についての基本的な考え方と具体的な施策を推進するため、平成11年12月に策定。本プランに基づきアレマキャンペーン等を実施している。

一般廃棄物

一般の家庭から排出される生活系廃棄物(生活ごみ)、事業所等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物(事業ごみ)及び「し尿」の総称のこと。自然災害により発生するがれき、片づけごみ等の災害廃棄物も一般廃棄物として処理される。

エコにごマイスター

仙台市環境配慮事業者認定制度のこと。事業者の環境に配慮した取り組みに応じてエコにごマイスター、エコにごゴールドマイスターの2つのランクで認定している。

エコフェスタ

市民団体、事業者及び市による「アメニティ・せんだい推進協議会」が主催するごみ減量・リサイクルや環境美化を含めた環境問題をテーマにした啓発イベント。平成3年度から毎年開催している。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気を暖める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の1つとされている。

【か行】

拡大生産者責任

拡大生産者責任(EPR:Extended Producer Responsibility)とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任(物理的又は財政的責任)を負うという考え方のこと。

合併処理浄化槽

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために個人住宅に設置する汚水処理の施設のこと。

家庭ごみ

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類、プラスチック資源、紙類、剪定枝及び粗大ごみ以外のごみのこと。収集後は焼却処理される。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。平成13年4月完全施行)。不要になったエアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機(家電4品目)を消費者が家電リサイクル券を購入する等でリサイクルに要するコストを負担し、小売業者等が回収、製造メーカーがリサイクルすることを義務付けている。

グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境のことを考えて環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入すること。

クリーン仙台推進員・クリーンメイト

地域におけるごみの適正排出や減量・リサイクル等の取り組みのリーダー役として活動している方々で、町内会等からの推薦に基づき市長が委嘱している。

下水道終末処理場

「下水道法」(昭和33年法律第79号。昭和34年5月施行)では、「下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設」と定義している。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。平成14年5月完全施行)。特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)を用いた一定規模以上の建築物等の解体工事や特定建設資材を使用する新築工事等について分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

公共下水道

主に市街地における下水(汚水と雨水)を排除・処理するための下水道のこと。観光地の下水を排除・処理するために、市街化区域外である定義地区も公共下水道のエリアになっている。

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号。平成25年4月施行)。家電4品目以外の使用済み小型電子機器(携帯電話やデジタルカメラ等)から有用な金属を回収するため、分別回収を促進している。

【さ行】

最終処分

焼却処理後の焼却灰や不燃物を埋立処分すること。最終処分を行う最終処分場は、廃棄物の性状によって構造基準や維持管理基準が定められている。本市の一般廃棄物の最終処分場は、石積埋立処分場である。

雑がみ

古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のお菓子やティッシュの箱、はがき、包装紙等資源化可能な紙類のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など指定された20種類の廃棄物を指す。

産廃Gメン

産業廃棄物適正処理監視指導員のこと。警察OBの会計年度任用職員で、主に産業廃棄物の不適正処理等に対し、原状回復や適正処理の指導を行っている。

3010(さんまる・いちまる)運動

食品ロスの削減に向けて、宴会や会食等の最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を味わうことを呼びかける取り組みのこと。

事業ごみ

本市では、オフィスや商店等の事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物のことをいう。廃棄物処理法では、事業者自らの責任において、事業ごみ及び産業廃棄物を適正に処理することとされている。

資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号。平成13年4月全面改正施行)。3Rを総合的に推進するため、再生資源のリサイクル、再生が容易な構造・材質等の工夫、分別回収のための表示、副産物の有効利用促進等を定めている。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号。平成17年1月完全施行)。使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けている。

集団資源回収

ごみ減量の推進と資源の有効利用を図るとともに地域コミュニティづくりを進めている。本市では、昭和48年に旧通商産業省から古紙回収モデル都市に指定され、事業の推進を目的とした奨励金を実施回数や回収量に応じて交付し、活動を支援している。

循環型社会

無駄なものを購入せず、ものを繰り返し大切に使用する等により、廃棄物の発生を抑制し、廃棄されたものは可能な限りリサイクルすることで、天然資源の消費が抑制され、環境負荷低減につながる社会のこと。

循環経済(サーキュラーエコノミー)

資源投入量・消費量を抑えつつ、限りある資源を効率的に循環させ、環境負荷を低減しながら持続可能な社会をつくとともに経済的な成長も目指す経済の仕組みのこと。

消化ガス発電

下水汚泥から生成された消化ガスを有効活用して発電する仕組みのこと。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号。平成13年5月完全施行。令和7年3月一部改正)。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程における食品廃棄物の発生抑制と再生利用促進について定めている。

食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号。令和元年10月施行)において定めるよう努めることとされている計画。食品ロスをなくすための取り組みや各主体の役割、連携協力等により、基本方針を定め、基本的施策を講じる。本市では、一般廃棄物処理基本計画に内包する。

処理原価

廃棄物の収集・運搬及び処分(焼却・破碎・埋立)の処理過程等に分類したうえで、人件費・物件費・減価償却費・起債利子の4費目を集計して算出する廃棄物の処理に要する費用のこと。

水平リサイクル

使用済み製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル方法のこと。

3R(スリーアール)

廃棄物の「リデュース(Reduce 発生抑制)」、「リユース(Reuse 再使用)」、「リサイクル(Recycle 再生利用)」の略称であり、循環型社会を構築するための行動3原則として位置づけられている。

生活ごみ

本市では、一般廃棄物のうち事業ごみ以外のごみをいう。家庭から排出される、「家庭ごみ」、「プラスチック資源」、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」、「紙類」、「剪定枝」、「粗大ごみ」及び「臨時ごみ」等の総称のこと。

生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。

仙台まち美化サポート・プログラム

アレマ・アクションプランに基づき、「アダプト・プログラム」を採用して平成13年10月から実施している。

仙台まち美化ネットワーク

市民、事業者、市が連携・協力してごみの散乱を防止し、清潔で快適なまちづくりを推進することを目的として平成12年8月に設立した連絡組織のこと。平成30年度より「アメニティ・せんだい推進協議会」へ統合された。

剪定枝

再資源化原料として再生利用することができる又はその可能性のある庭木等の枝又は幹のこと。本市では、平成30年度より家庭から出る剪定枝を無料で戸別又は自己搬入で収集し、資源化する事業を始めている。

粗大ごみ

本市では、最大の辺又は径がおおむね30cmを超え、重量がおおむね100kg以下の耐久消費財等をいう。「大型ごみ」と称する自治体もある。

【た行】

大規模建築物所有者等

事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者のこと。多量排出事業者は年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者として認定されている。これらの事業者には、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、減量及び適正処理に関する計画書の提出、管理責任者の選任届出を義務付け、指導を行っている。

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取り組みにより、実質的にゼロ(温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること)を達成した社会のこと。

地域下水道

仙台市下水道条例に規定する住宅団地における汚水を排除・処理するためのもので、市が管理しているもの。地域下水道という名称だが、環境省が所管する浄化槽法により建設された施設になる。

出前講座

市民・事業者への情報提供の一環として、市職員が市民等の要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業の説明を行うこと。

【な行】

農業集落排水施設

農業用水路の水質保全と農村の生活環境の改善を図るために農業集落における汚水、汚泥又は雨水を処理するもの。

【は行】

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称のこと。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがある。

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio(生物)」と「Mass(量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるといふ特徴がある。

フードドライブ

家庭等にある未使用の缶詰やレトルト食品など保存可能な賞味期限内の食品を持ち寄り、フードバンク団体等に寄付する活動のこと。

不適正排出

本市が定めるごみ排出ルールに違反してごみ集積所等へ排出する行為のこと。

不法投棄

山林や道路・公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第16条の規定に違反する行為のこと。同法第25条第1項第14号の規定により、5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則がある。

プラスチック資源循環戦略

プラスチックの資源循環を総合的に推進するために国が定めた戦略のことで、「3R+Renewable(持続可能な資源)」を基本原則に掲げ、レジ袋の有料化義務化(令和2年7月1日施行)による消費者のライフスタイル変革、海洋プラスチック問題等の解決に向けた取り組みの推進、令和12年(2030年)までに容器包装等の使い捨てプラスチックを累積で25%排出抑制するなどの目標が示されている。

プラスチック資源循環促進法

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。令和4年4月完全施行)。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進するための措置について定めている。

【ま行】**マイクロプラスチック**

5mm以下の微細なプラスチックを指し、もともと5mm以下のサイズの「一次マイクロプラスチック」と、もとは5mm以上の大きさだったものが破砕や劣化により5mm以下になった「二次マイクロプラスチック」に分類される。プラスチックに含まれている化学物質や、海洋などで吸着された化学物質が食物連鎖に入り込むことによる悪影響が懸念されている。

【や行】**ユニバーサルデザイン**

年齢や性別、身体状況などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。本市では、「仙台市ダイバーシティ推進指針」(令和7年3月策定)に基づき、市民一人ひとりにさまざまなちがいがあつことを踏まえ、そのちがいに配慮のある制度やサービス、ルールを整えることで、誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指している。

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。平成12年4月完全施行)。家庭から排出されるごみの重量で約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図ることを目的とし、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)はリサイクルすることが義務付けられている。

【ら行】**リペア**

破損・劣化した製品等を修理・修繕することで再び使用可能な状態に戻すこと。製品等の寿命延長と資源の有効活用により、廃棄物の発生抑制と環境負荷の低減につながることから、循環経済への移行に寄与する取り組みの1つである。

仙台市一般廃棄物処理基本計画 [令和8年3月改定版]

～ “杜の都の資源” を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして～

令和8年(2026年)3月改定

編集・発行 仙台市環境局資源循環部資源循環企画課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6番12号(MSビル二日町3階)

TEL : 022-214-8230 (直通) FAX : 022-214-8840 E-mail : kan007210@city.sendai.jp

ワケルネット(仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト) <https://www.gomi100.com/>



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



この冊子はリサイクルできます。「雑誌・雑がみ」として分別しましょう。